

静 岡 県 議 会
SNS適正利用対策特別委員会
報 告 書

令和8年2月17日

目 次

1	調査の概要	3
2	委員会の運営方針	3
3	調査の観点	3
4	本県における取組状況	4
5	先進地調査	18
6	参考人の意見	30
7	提言	44

【資料編】

•	委員会の活動状況	別表1	51
•	委員名簿	別表2	52

1 調査の概要

当委員会は、「SNSの適正利用対策に関する事項」を付託調査事項として令和7年5月19日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、6回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、大阪府ほかにおいて、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害防止に関する施策や課題、SNSを通じた犯罪や被害への対策、子どものインターネットリテラシーや情報モラルの啓発等について現地調査を行った。

また、インターネット上の誹謗中傷・被害者支援の問題、自治体の偽・誤情報対策、サイバー犯罪等への対策、情報リテラシー・モラル教育に取り組む関係者を参考人として委員会に招致し、SNS適正利用に関する現状や課題、県の役割に対する意見などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ、速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

近年、SNSの普及に伴い、インターネット上では様々な誹謗中傷や人権侵害が見受けられる。また、SNSに起因する犯罪の増加やSNS上の偽・誤情報の拡散が重大な社会問題となっている。

今後もAI技術の進展によりSNSの利便性は向上し、ますます普及することが想定されることから、これらの社会問題の解決に向け、早急に抜本的な対策を講ずる必要がある。

このような状況を踏まえ、SNS利用における諸課題とその対策について提言を行う。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ SNS上の誹謗中傷や人権侵害の防止策及び被害者支援策の強化
- ・ 若年層を中心としたSNS適正利用の教育及び啓発の一層の推進
- ・ SNSを通じた犯罪や被害への対策
- ・ 災害時等における偽・誤情報への対策

4 本県における取組状況（令和7年8月5日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

（1）総務部

<広聴広報課>

（災害対策本部発足時における情報発信の体制）

- ・ 県地震災害警戒本部または災害対策本部の指令部広報班として災害発生時に県が所有する広報媒体や報道機関への情報提供を通じて、県民への呼びかけや各種情報発信を行っている。
- ・ 危機管理部より提供された注意喚起などの県民への呼びかけや、被害状況などを報道機関へ情報提供するとともに、ホームページやSNSなど県が所有する広報媒体で情報発信を行っている。

（情報発信の具体的な取組）

- ・ 発災前、発災直後、発災後の3段階に分けて適時適切な情報発信を行っている。発災前では南海トラフ地震臨時情報発信の発表時や台風接近時等の注意喚起を行っている。発災直後においては、被害状況や停電、断水、鉄道、道路などのライフラインの状況等に関する情報を掲載している。発災後は制度融資、税の期間延長、減免など支援制度の周知など生活再建、復興に関する情報発信を行っている。
- ・ LINEやXなど県公式SNSでは、県ホームページに掲載した情報を周知するほか、気象庁や国土交通省、JR、NEXCO等、他機関が発信する情報を再共有し、最新の情報を提供している。

（2）危機管理部

<危機情報課>

（災害時における情報の取りまとめ）

- ・ 災害対策基本法第23条及び静岡県災害対策本部条例第6条の規定に基づき、災害が発生し又はそのおそれがある場合には、静岡県災害対策本部を設置し本部司令部において情報収集、情報共有や情報発信を行っている。
- ・ ふじのくに防災情報共有システム（通称FUJISAN）などを活用し、市町や関係機関からの被害報告や県防災ヘリコプターによる偵察情報を整理するとともに、気象庁などの外部機関から提供される震度情報や被害推計などを基に県内全域の被害状況を分析している。また、迅速かつ的確な情報発信に努めている。
- ・ 人的・物的被害などの定量的な情報に加え、現場の状況などの定性的な情報も取りまとめ、静岡県災害対策本部速報として関係機関との情報共有及

び県民への情報発信を行っている。

- ・被災現場からの情報が住民や自治会を通じて市町の災害対策本部に集まり、FUJISANやホットラインを経由して県方面本部を通じて県災害対策本部に報告される仕組みとなっている。
- ・SNS等で不確かな情報やデマが拡散するおそれもあることから、正確な情報の発信を行い、県民に対して冷静な対応を促すよう注意喚起に取り組んでいる。

(県防災総合アプリ「静岡県防災」)

- ・緊急防災情報の伝達の多重化を図り、地域の災害リスクに対する理解の促進や非常時における適切な避難行動の支援を目的として、令和元年6月から運用を開始している。
- ・主な特徴として、緊急防災情報の自動通知機能に加え、平常時においてもハザードマップの表示や所在地の危険度の確認、AR（拡張現実）による危険度体験、避難トレーニング、避難所運営支援機能など、県民の防災意識の向上と実践的な行動をサポートする多様な機能を搭載している。
- ・災害時には行政職員等が避難や避難生活に関する情報を写真、動画、テキストによりアプリのマップ上に投稿し、利用者とリアルタイムで情報共有できる機能も備えている。
- ・活用事例として、令和6年度地域防災訓練の際には、磐田市見付地区において避難所運営支援機能の1つであるチェックイン機能を活用した受付訓練を実施したほか、御殿場市永原地区では市職員や自主防災組織の役員等が地域の写真等を投稿し、被害状況の共有を行う訓練を実施している。

<危機対策課>

(防災に係るICT技術の利活用)

- ・市町や防災関係機関と連携し災害時の被害情報を集約して管理し、GIS上に表示するFUJISANを運用している。災害時にはFUJISANによる市町や防災関係機関間の被害情報に加え、住民がSNSに投稿した情報も積極的に活用し、より多くの被害状況を把握するよう努めている。
- ・FUJISANの目的は、市町や関係機関からの情報を効率的に収集・共有することにより、迅速かつ確かな災害応急対策を講じることである。
- ・特徴としては、クラウドコンピューティングを活用することで広域災害時にも安定した運用が可能であり、県外に設置されたサーバーで情報処理を行っている。専用端末や特別な回線が不要で、インターネットを通じて利用が可能であり、Xなどの外部プラットフォームと連携して県民へ情報提供を実施している。
- ・令和6年度は、土砂災害警戒情報などの避難情報を県公式Xアカウントか

ら自動発信した。今後は内閣府の新しい総合防災情報システムと連携し、国との情報共有をさらに強化する予定である。

- ・ 令和6年度から災害時における情報収集体制の強化を目的として、AI防災・危機管理情報サービスを導入している。特徴としてはAIを活用してXなどのSNSから災害関連情報を収集し、その真偽を判定した上で必要な情報を配信する仕組みであり、従来のFUJISANを活用した市町からの情報収集に加え、より広範囲で多角的な情報を把握することが可能である。
- ・ 令和6年度の南海トラフ地震臨時情報発表時には、このサービスを通じて食料品や防災グッズの買い占めに関する情報を収集し、社会的影響の把握に活用した。また、大雨や台風時には浸水被害や土砂災害、停電などの情報を基に地域局を通じて市町に詳細を確認し、早期の状況把握に役立てている。

(3) 警察本部

<サイバー対策本部 サイバー企画課>

(県警察のSNS適正利用に向けた取組)

- ・ 県内で認知した違法SNS関係の情報は、闇バイト関連情報や詐欺サイトが多くを占めている。各種通報やサイバーパトロールによる違法SNS情報を認知した場合は、当該サイト管理者に対し削除依頼を実施している。
- ・ 令和7年春の組織改編において、これまで生活安全部に属していたサイバー犯罪対策課を発展的に改組し、本部長直下のサイバー対策本部を新設した。あらゆる犯罪に関わるサイバー技術や捜査の支援体制を強化し、本部長直轄組織とすることでこれまで以上に柔軟な部門横断的支援を可能にした。サイバー企画課とサイバー捜査課の2課で編成し、地方警務官である警視正を対策本部長に置くことで国の機関や他県警との連帯も強化した。また、関東管区情報通信部情報技術解析課と同一フロアとし、解析技術や知識、資機材等を共有し解析の高度化を図った。

(SNS型投資・ロマンス詐欺の現状、対策)

- ・ SNS型投資・ロマンス詐欺の県内での被害状況は、令和7年6月末現在の速報値で件数103件、被害額は約10億円となり、件数は前年同期と比べ微増となる一方、被害額は約4億5,300万円減少している。手口別では株式や為替への投資目的で金銭をだまし取る投資詐欺が58件、ロマンス詐欺が45件である。
- ・ 被害の中心層は40代から60代の現役世代であり、男女別では男性の割合が多い傾向にある。犯行グループと接触した後、ほぼ全ての被害者が連絡手段としてLINEへ誘導されており、被害金の送金手段はインターネットバンキング取引等が約6割を占めるほか、ロマンス詐欺で金銭を要求する名目

は投資が被害全体の約7割を占めている。

- ・ SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策として、公営競技場等の大型モニターやデジタルサイネージを活用した広報啓発、投資詐欺の被害者が心境を語ったインタビュー動画を県警察ホームページ上で公開するなど視覚に訴える情報発信を行うほか、県内の企業団体と連携した従業員対策の防犯研修会を開催するなど現役世代を含む幅広い世代に対する注意喚起を行っている。
- ・ 県内の金融機関との間で、利用客への注意喚起とインターネットバンキング取引の監視強化及び詐欺被害が疑われる取引を発見した場合の積極的な警察通報を連携事項とする協定を締結し、体制を強化した。さらに、口座監視を担当する職員を対象とした会議を開催し、通報の統一基準を定めている。その結果、これまで金融機関からの通報を受け警察官が臨場する等により、累計106件の被害の拡大を防止し、水際対策が強化された。
- ・ 令和7年2月、SNS型投資・ロマンス詐欺目的で違法にインターネット回線の中継サーバーの設置等をしていた中国人被疑者2名を電気通信事業法違反と詐欺で検挙したほか、4月にはマッチングアプリで知り合った被害者に対し恋愛感情を抱かせた上、未公開株の投資名目で現金等をだまし取った20代の男女を詐欺の事実により検挙した。

(闇バイトへの対策)

- ・ 街頭キャンペーンやSNS等を通じて闇バイトの手口や危険性を紹介し、闇バイトの可能性が疑われる情報には決して応募しないこと、応募するか迷った場合や応募してしまった場合は、家族や最寄りの警察署や警察相談専用電話#9110等に相談することを情報発信している。
- ・ 学生等に向け、防犯教室や非行防止教室等の場を活用してSNSを用いた犯罪の具体例を示しながら注意喚起しているほか、教育委員会や県私学協会、通信制高校には教育の場においても積極的な啓発を協力依頼するなど重層的な広報啓発活動を推進している。
- ・ 関東圏で連続発生したいわゆる闇バイト強盗では、ほとんどが窓ガラスを破壊して住宅に侵入しており、窓ガラスの防犯対策が効果的であることから、地元企業の協力を得て防犯ガラスの耐久性に関する実演研修会を開催した。また、防犯機器に精通した防犯設備士の資格を有する方をくらしの防犯伝導士として委嘱し、防犯講話等に講師として派遣するなど、住宅防犯機器の普及促進を図っている。

(少年に対するSNS適正利用の指導及び啓発)

- ・ 令和7年6月末現在のSNSに起因する事件に関わる被害児童数は14人で、前年同期に比べ若干の減少は見られるが、ほぼ横ばいに推移している。罪種別では、略取誘拐が6人、不同意わいせつが2人、児童ポルノが3人な

どで、少年を誘惑、欺き心身の未熟に乗じた不当な手段による悪質な犯罪が発生している。

- ・ インターネット上のSNSやオンラインゲームをきっかけに、少年が性犯罪や薬物犯罪、特殊詐欺等の犯罪に巻き込まれる事案が相次ぎ、社会問題となっている。少年が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、SNSに起因する性被害防止として、スマートフォン利用に関するルールを合い言葉とした「しずおかポリス『ふじネット』」による広報啓発活動を実施している。また、静岡大学と共同制作した非行被害防止啓発教材を活用した指導啓発活動や、サイバーパトロールによる不適切な書き込みへの注意喚起・警告活動などの各種取組を行うほか、学校や教育委員会等の関係機関と連携し、少年や保護者等に対する危機意識の醸成に取り組んでいる。

(オンラインカジノへの対策)

- ・ 令和7年は、6月末現在において、オンラインカジノに関係する検挙はないが、令和6年中は他県警察との合同捜査により賭客2名を検挙している。
- ・ 取締りは、サイバーパトロールによる違法情報収集を継続していくほか、オンラインカジノの利用が賭博罪や常習賭博罪に当たることを周知し、インターネット等に掲載された誤った情報をうのみにしないことを県警察ホームページや公式Xアカウントにより発信し、広く注意喚起と広報啓発を行っている。またオンラインカジノの関心層へのターゲット広報として関係機関や企業とも連携し、公営企業やパチンコ店などの顧客を対象としたデジタルサイネージによる広報啓発活動を行っている。

(災害時における偽・誤情報対策)

- ・ 大規模災害時には、より多くの注意を引くために過激なタイトルや内容が付されたり、臆測に基づく事実無根の情報が出回る傾向がある。このような偽・誤情報を打ち消すため、平素から県や関係機関と連携し、SNS等のインターネット媒体や広報チラシなどを活用して県民への正確な情報発信に務めている。
- ・ 災害対策に支障を生じさせないよう、違法な情報を把握した場合にはSNS事業者に当該情報の削除を要請できる枠組みも整備している。

(SNS上での誹謗中傷や人権侵害被害者支援策)

- ・ SNS上での誹謗中傷や人権侵害の被害者支援は、相談窓口の利用、法的措置、精神的サポートなど多岐にわたる。これらの対応は警察のみならず官民の関係機関が担っており、警察に相談があった場合には、警察による対応に加え、被害者の要望に応じて各機関の相談窓口へつなげている。
- ・ 警察が受理した誹謗中傷等による名誉毀損などの事件について、被害者が警察でのカウンセリングを希望した場合には、警察部内カウンセラーを運用し対応に当たっている。誹謗中傷等により「生きるのがつらい」などの

悩みや不安を抱えている被害者には、心のケアとして、厚生労働省のホームページ「まもろうよこころ」や各種相談窓口につなぐなどの対応を行っている。

- ・ 警察部内カウンセラーとして対応している職員は犯罪被害者支援室に在籍している職員1名のみであり、被害者の要望に応じたカウンセリングを継続的に実施するため、中長期的に部内カウンセラーの育成を図っていく。
- ・ 令和7年4月には、静岡県犯罪被害者等支援条例の所管が県知事部局に移管されたことに伴い、新たに静岡県犯罪被害者支援推進協議会が発足される予定である。今後は、被害者の要望に応じた相談窓口につなげていけるよう県推進協議会の構成機関・団体との連携を強化していく。

(4) 企画部

<デジタル戦略課>

(地域社会のデジタル化支援)

- ・ デジタルデバイド対策としてデジタルサポーター育成事業、行政や地域社会のDX促進策としてICTエキスパート派遣事業を実施している。
- ・ デジタルサポーター育成事業は、デジタル機器に不慣れな方が取り残されることのないよう、県内の団体や企業の構成員を対象に講習会を開催している。スマートフォンに関する基礎的な知識や操作方法等の習得を通じて地域の中で身近な相談役として活躍できる人材を育成する。講習テキストにはインターネットリテラシーの章を設け、スマートフォン使用上のリスクや偽サイト、フィッシング詐欺などについて具体的に説明し、セキュリティ対策の重要性とその方法を解説した上で、適切な利用を呼びかけている。
- ・ ICTエキスパート派遣事業は、市町や団体等が行う取組に専門家を派遣し、地域におけるICT等の利活用を促進することで行政サービスの向上や豊かで快適な地域社会の実現を図る。ICTエキスパートに求められる支援内容は様々だが、リテラシー向上に関する研修会や講演会の依頼も多く、過去3年間の派遣件数のうち12%がリテラシー向上に関するものであった。一方、これらの支援を受けた受講者数は、全体の約5割を占めている。

<総合教育課>

(大学等での情報リテラシー教育の実施状況調査)

- ・ 県内全ての大学等を対象に情報リテラシー教育の実施状況に関する調査を行った。その結果、情報リテラシーに関する教育・啓発は県内全ての大学等で実施されていた。具体的には、学生向けガイダンスを実施している大

学等は19校（70.4%）、授業科目として情報リテラシーを開設している大学等は13校（48.1%）であった。

- ・ SNS利用に関するガイドラインの作成状況は、学生向けが10校（37%）、教職員向けが11校（40.7%）で作成済みであった。
- ・ SNSに関するトラブルの相談については、15校（55.6%）が相談窓口を設置しており、そのうち9校（33%）で相談を受けた実績が確認された。具体的な相談事例としては、本人の許可なく写真がSNSに掲載されたケースや、SNSを通じた誹謗中傷などが挙げられる。
- ・ SNS利用に関する研修等は10校で実施されており、内容は情報セキュリティ研修の開催や不適切な事案発生時の個別指導などが含まれていた。

（5）くらし・環境部

＜県民生活局 県民生活課＞

（SNS関連の消費生活相談）

- ・ インターネット通販やキャッシュレス決済等の普及により、消費行動のデジタル化が加速している。令和6年度に静岡県及び県内市町の消費生活センター等に寄せられた相談件数は2万6,637件であり、そのうちSNS関連の相談は2,717件と年々増加しており、令和2年度の約2倍に上っている。
- ・ SNS等に掲載されるネット広告等をきっかけとする相談件数は令和4年度から急増しており、令和6年度は4,017件で、直近5年間で最も多い数字となった。若者だけでなく全ての年代で増加傾向にあり、相談の内容は、初回限定で半額とされていたため1回だけ試すつもりで購入したサプリメントが、実際には複数回の契約となっていたという健康食品・化粧品等の定期購入に関する事案や、ネット広告から誘導される詐欺サイト、SNSで勧誘される副業・投資などが多くなっている。

（SNS関連の消費者トラブルに対する取組）

- ・ これまで消費者教育を積極的に行っていなかった30代から60代までのいわゆる勤労世代や、仕事・子育て・介護等で忙しく出前講座による啓発が難しい世代にも情報が届くように、電車の車内広告や街中のビジョン広告、ウェブ広告等を活用し、よくあるトラブル事例や消費者生活相談窓口「188」の周知を行う。
- ・ ウェブ広告を活用した啓発として、令和4年度に制作した「ちょっと待った！やばみちゃん」、令和6年度に制作した「ちょっと待った！やばみちゃんファミリー」など、定期購入トラブルやSNSをきっかけとした投資トラブルなどに関する4種類の啓発動画を制作し、被害の現場となっているSNS等の広告枠を活用して配信している。

- ・スマートフォンは使えるがインターネット上で多い消費者トラブルに遭わないための知識を身につけたいと考えている高齢者等や、家族・民生委員など高齢者を見守る立場の方を対象に、デジタル機器やサービスの安全・安心な使い方、インターネット上の消費者トラブルの対処法などを教えるシニア向けデジタル活用出前講座を実施している。
- ・消費生活相談員に対し、社会のデジタル化の進展や電子商取引の拡大への対応をテーマとした研修を実施し、スキルアップを図っている。
- ・デジタル広告表示の適正化監視として、主にインターネット広告における不適正な表示を職権探知するなど、インターネットやSNS上で消費者を誤認させるおそれのある表示のモニタリング調査を実施し、景品表示法上問題があれば指導等を行っている。

(6) 健康福祉部

<福祉長寿局 地域福祉課 人権同和対策室>

(インターネットの人権問題に関する現状)

- ・令和6年度に実施した人権問題に関する県民意識調査において、インターネットに関する人権侵害のうち、特に問題が多いと考えられる事象について回答を得た。最も多かった回答は、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」で、約7割を占めた。その他にも、個人情報流出や、メール・SNSなどがいじめの手段として使われていることが挙げられている。

(インターネットの人権問題に係る啓発事業)

- ・教職員、人権擁護委員、児童民生委員、保護司など地域において人権を啓発・指導する立場にある方を主な対象とした人権啓発指導者養成講座を毎年開講している。インターネットの分野については、令和4年度は「インターネットと人権」、令和5年度は「インターネット上の人権侵害等」、令和7年度は「リスクとの付き合い方を考える情報モラル教育」というテーマで実施する予定である。
- ・人権講演会は、令和6年度に「正しく怖がるインターネット～事例に学ぶ情報リテラシー～」、令和7年度に「ファクトチェックとリテラシー」というテーマで実施した。
- ・毎年12月4日から10日までの1週間は政府が人権週間と定めており、全国各地で人権啓発の取組が行われている。本県においても、この人権週間を中心に啓発活動を展開しており、令和4年度には、「インターネット上の人権侵害を防止し、被害者にも加害者にもならないために」というテーマを掲げ、10代から30代の比較的若い方々を主なターゲットとして様々な媒体を活用した啓発を行った。

(インターネットの人権問題の課題と対応)

- ・ 国が令和7年6月に示した人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の中で、インターネット上の人権侵害の加害者の特質を示している。1つ目は、加害者が匿名である場合が多いこと。2つ目は、恨みがあるなどの私的感情を背景として行われるものに限らず、自分の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に至ってしまうケースがあること。3つ目は、閲覧者数の増加によって広告収入が増えることから、SNS上において収入を得ることを目的とするケースがあることが指摘されている。こうしたことを踏まえ、被害者にならないための留意点や被害者になったときにどう対応・相談するかという周知も必要だが、今後は加害者にならないため情報発信にも責任が伴うこと、そういった観点からの教育ないしは啓発にも重点を置く必要がある。
- ・ 総合計画の分野別計画として静岡県人権施策推進計画を策定しており、令和7年度は第3次の計画期間の最終年度となることから、第4次改定に向けた作業を進めている。改定作業に当たっては、女性、子ども、高齢者といった様々な分野におけるインターネット上の人権に関する課題についても、必要な箇所にインターネット上の人権問題の観点を適宜盛り込み、計画に反映することを検討している。

<子ども若者局 子ども政策課>

(しずおか子ども幸せプランの推進)

- ・ 令和7年3月に「ふじさんっこ応援プラン」と「若い翼プランー第4期静岡県子ども・若者計画ー」を包含する一体的な計画として「しずおか子ども幸せプラン」を策定した。推進体制として、副知事を本部長とする静岡県子ども・若者施策推進本部を設置し、全庁を挙げて少子化対策、子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等に取り組んでいる。
- ・ SNSの適正利用対策については、第4章 第1の7「子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組」の②安全・安心の環境整備（情報モラル）に位置づけている。子ども・若者が情報社会に生きる主体者として、安全で適切な考え方や態度を身につけるための取組を進めるとともに、インターネット空間における犯罪防止に向けた啓発や教育について、教育委員会の高校教育課・社会教育課、県警察本部が、関係部署と連携して取り組んでいる。

<子ども若者局 私学振興課>

(私立学校の取組状況)

- ・ 児童生徒に対するインターネット・リテラシーやスマートフォン等の適正

利用に関する啓発指導については、情報や道徳等の授業のほか、年度当初や長期の休業前を活用した講習会・研修会等により、SNSの適正利用に取り組んでいる。

- ・多くの学校では教職員による指導に加え、外部機関と連携した講習や研修等が行われており、高校では44校中31校、中学校では27校中20校とそれぞれ7割以上に達している。小学校では5校で6割となっている。

(外部機関との連携)

- ・私立学校が連携している外部機関として最も多いのは、インターネット依存対策プログラムや誹謗中傷等のパトロールを専門に行うNPO法人などであり、SNS等のインターネットの適正利用に関する研修や講習を実施している。
- ・地元の警察と連携した取組を行っている学校もあり、警察職員やスクールサポーター、警察OB等の派遣を受け、インターネット、スマートフォン使用を通じた犯罪防止等の観点からSNS等のインターネットの適正利用に関する研修や講習を実施している。
- ・携帯電話のキャリアや販売店と連携し、情報モラルの啓発活動の一環として、総務省や文部科学省と連携したe-ネットキャラバンの仕組みを活用し、SNS等インターネットの適正利用に関する研修や講習を実施している。

(保護者との連携)

- ・スマートフォンやインターネットの適正な利用に関する周知啓発については、保護者の理解の下、家庭での働きかけも非常に重要であると考えており、入学時のオリエンテーションや三者面談等の機会を活用した保護者理解の醸成、インターネット依存度テストへの協力、夏季休業期間中の保護者の見守りの要請など、保護者の協力を得ながら取組の効果を高めようとする学校もある。

(県の私立学校に対する支援)

- ・県教育委員会と連携した支援として、スクールネットパトロールで察知した個別の私立学校に関する情報を関係校へ情報提供したり、県教育委員会が実施するSNS等の講座情報を私立学校に提供するなど、後方支援を行っている。
- ・インターネットに関連するトラブル等について文部科学省等から随時、情報提供があるため、県が情報を受けた際には速やかに各私立学校へ提供することで支援を行っている。

(今後の課題)

- ・非行、いじめ、不登校など従来の生徒指導上の課題に加え、スマートフォンやインターネットを介した見えにくいトラブルの頻発により、従来の学校の生徒指導体制では十分に対応できない事案が増加している。

(7) 教育委員会

<教育政策課>

(インターネットを通じて行われるいじめへの対策)

- ・ 人権教育の推進として、毎年、教職員向けの指導資料「人権教育の手引き」を作成し、全小学校及び県立学校の教員にリーフレットを配付している。
- ・ 相談体制の整備として、児童生徒の個々の悩みに応じて適切な窓口につなげるためのポータルサイト、「なやみ相談ナビ『はなそっと』」を開設しており、登録窓口数は現在 129 機関、令和 6 年度の閲覧回数は 1 万 8,710 件であった。
- ・ SNS を活用した相談体制として、健康福祉部と連携し、いじめ等悩みが深刻化する前に気軽に相談できるよう LINE を活用した体制を構築しており、公認心理師等が相談に対応している。令和 6 年度は、2,618 件の相談に対応した。
- ・ 教職員の研修では、4 月を「いじめ防止啓発強調月間」と位置づけ、学校でいじめ問題に関する校内研修を実施し、SNS 上のやり取りによるトラブル防止を考える「いじめ対応確認シート」などを配付している。
- ・ 関係機関との連携として、県いじめ問題対策連絡協議会では、SNS に起因するトラブル事例を基に意見交換を行った。また、県人権擁護委員連合会では、子どもが性犯罪や性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう命の尊さを学ぶ「生命（いのち）の安全教育」の講義を行い、SNS に起因するトラブルやスマートフォンに関するトラブルを事例として取り上げて演習を行った。

<義務教育課>

(小中学生への情報リテラシー教育)

- ・ 小中学校では、特別活動において携帯電話会社が実施する「携帯スマホ講座」を活用し、児童生徒が事例を基に適切な活用方法について学んでいる。これらの講座は、長期休業前に実施することで、安全意識を継続できるよう配慮している学校が多い。また道徳の授業では著作権や肖像権などに触れ、自他の権利や規則を尊重する心情を育んでいる。総合的な学習の時間では、探求活動の中で情報の収集・整理・分析を行う過程を通じて、情報リテラシー能力の育成に努めている。
- ・ 中学校では、技術・家庭（技術）分野において「D 情報の技術」として、情報セキュリティに関する基礎的な技術の仕組みや情報モラルの必要性について学習している。
- ・ これらの教科指導は、発達段階に応じて学習を進めるとともに、専門的な

知識・技能を有する外部講師を活用し、具体的な事例を基に適切な使い方について学んでいる。

(小中学校での情報リテラシー啓発等)

- ・ 社会教育課から提供されるリーフレット等を活用し、保護者が集まるPTA総会や授業参観、懇談会等において親子でSNS等の利用について話し合う機会を設けている学校もある。携帯電話やスマートフォンの保持は保護者の判断によるため、家庭での適切な使い方について理解を促している。
- ・ ネットパトロール制度を導入している市町教育委員会もあり、端末の使用状況を把握しながら、ネットリテラシーの向上に努めている。

(小中学校におけるSNSトラブル被害状況と対応)

- ・ 具体的なトラブルの事例としては、悪口や誹謗中傷等の悪質な書き込み、ネット上での仲間外れ・無視等、写真や動画等の悪質な投稿・拡散、ルールを違反した不適切な使い方等が挙げられる。また、悪意のある言葉や絵文字の送信、SNSを通じた性的な話題の発信や、画像の送信要求、修学旅行等で撮影した写真を本人の許可なく公開するなどの事象も確認されている。
- ・ 学校等ではネット上のトラブルについて丁寧に事実確認を行った上で、保護者等と連携しながらSNSの適正利用に関する指導を実施している。また肖像権やプライバシーの保護など個人情報保護法等の法的根拠を示しながら、自覚と責任を持った行動ができるよう具体的な指導を行っている。
- ・ 市町教育委員会の中には、インターネットを通じたいじめや犯罪、個人情報の流出等の被害を未然に防止するため、学校ネットパトロールを導入しているところもある。

<高校教育課>

(高校生への情報リテラシー教育)

- ・ 高校の必修科目「情報Ⅰ」では、問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結びつきの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を全ての生徒に育むことを目的としている。単に情報機器の操作方法を学ぶのではなく、情報社会における様々な課題に対応できる多角的な視点と実践的な力を育成する情報リテラシー教育を目指しており、情報の科学的な理解を基盤として、情報モラル、情報セキュリティ、データの活用などの要素が総合的に扱われることを目指している。「情報Ⅰ」の授業は2単位で、週2時間の授業を1年間通して学習する科目であり、AIの活用、SNSの役割、個人情報の適切な取扱いなども内容に含まれている。

(スクールネットパトロール)

- ・ スクールネットパトロールの結果は、危険度を含めて毎月各高等学校に送

付する運用が定着している。特に、個人が特定される情報や誹謗中傷など危険度が高いと判断される場合には、当該生徒に対してSNSの情報リテラシーを踏まえた指導を行っている。

- ・平成26年度以降、インターネットを通じて行われるいじめ問題に対応する専門業者への委託事業として実施している。具体的には、インターネットサイトにおける生徒の書き込みを監視・調査し、不適切な内容が確認された場合には、最終的にプロバイダへ削除依頼を行っている。
- ・内容はリスクレベルで高・中・低に分類されており、最も高いレベルには犯罪予告、生徒の生命に関わること、いじめなど緊急性の高い内容が含まれる。これらはリスクレベル「高」として速やかに委託業者から県教育委員会に報告され、県教育委員会は直ちに学校へ連絡し、学校は関係機関と連携して適切に対応している。
- ・令和6年度において、リスクレベル「高」の事案はゼロ件であった。リスクレベル「中」、「低」になると件数が増え、最も多いのは「低」である。緊急性は高くないものの、県教育委員会が情報を受けた時点で各学校へ定期的に共有し、生徒を特定できる場合は個別に指導し、特定できない場合でも学年集会や全校集会などでの意識啓発に活用している。
- ・成果としては、生徒自身の書き込みや具体的事例に基づき的確な指導が可能となり、本事業が生徒による安易な書き込みの抑止にもつながっている。

(今後の課題)

- ・非行、いじめ、不登校など従来の生徒指導上の課題に加え、スマートフォン等のマナーやインターネットを介したトラブル、生徒を取り巻く環境変化に伴い、学校には従来の生徒指導の枠を超えた、より広範な分野における知識、経験、対応力が必要である。

<社会教育課>

(青少年を取り巻く有害情報環境対策)

- ・静岡県ネット安全・安心協議会は、学識経験者、携帯電話事業者、NPO法人、静岡県警察本部など計11名の委員で構成される有識者会議である。年3回開催し、インターネット上の有害情報環境対策やスマートフォン等の情報端末の使用に関する課題への施策を検討している。
- ・小中学校ネット安全・安心講座は、携帯電話事業者、静岡県警察本部と連携し、県内小中学校及び特別支援学校の児童生徒、保護者、教職員を対象とした情報モラル講座である。SNSの発信や誹謗中傷などをテーマとし、各携帯電話事業者が実施する安全教室の内容に沿って行うほか、学校側の希望に応じて県警察職員による講話を組み合わせることも可能である。令和6年度は政令市及び私立学校を除く県内小中学校464校のうち247校から

申込みがあり、講座を実施した。

- 家庭教育の観点から、スマホルールアドバイザーによる啓発活動を実施している。スマホルールアドバイザーは、小中学生の保護者等に対して安全なネット利用に関する助言を行い、家族で話し合っスマートフォン使用時のルールを決めることの重要性を啓発する地域ボランティアである。県内複数会場で養成講座を実施しており、講師はNPO法人や静岡県警察本部の職員が務める。令和6年度は4会場で養成講座を実施し143名から申込みがあった。受講後は学校や市町教育委員会からの依頼による講習会の実施や、自身のフィールドを活かした保護者等への啓発活動を行っている。受講者のうち連絡先の提供に承諾いただいた方についてはリスト化し、各市町教育委員会を通じて学校へ配付している。令和6年度において、アドバイザーリストへの登録に承諾いただけた方は114名であり、アドバイザーによる啓発人数は1万3,370名であった。
- 啓発物「家族で話そう！わが家のスマホルール」のワークシートは、ネット安全・安心協議会の委員監修の下で作成している。マル・バツクイズ等を活用し、誹謗中傷や偽・誤情報などに関する知識の確認や、家族でスマートフォンの使い方を考えることができる内容となっており、県内全ての小学4年生及び中学1年生の保護者に配付している。このワークシートは、小中学校のネット安全・安心講座で紹介されるほか、スマホルールアドバイザーによる啓発活動にも活用されている。令和7年度は、電子媒体により全児童生徒に配付できるよう作成を進めている。
- 乳幼児を持つ保護者向け啓発チラシは、インターネットやスマートフォンの利用開始年齢が低年齢化していることから、保護者による安全な利用方法や家庭内でのルールづくりを啓発する目的で、令和6年度に作成した。健康福祉部の協力を得て、市町を通じて法定健診等の機会に保護者へ配付している。

5 先進地調査

当委員会では、視察先として、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害防止条例に基づいて施策を行う大阪府庁、SNSに起因する犯罪等、サイバー犯罪の取締りを行う京都府警察、人権問題に関する調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センター、子どものネット問題やネットいじめ等への対応を研究する兵庫県立大学環境人間学部 竹内和雄教授の4カ所を訪問し、調査を行った。

(1) 大阪府庁（府民文化部人権局人権擁護課）（大阪府大阪市）

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」と条例に基づく取組等について説明を受けた。

《概要》

（インターネット上の人権侵害に関する国の状況等）

- ・日本では、Windows95 が出現した頃からインターネットが急激に普及し始め、2000 年代初頭に高速回線ADSLが可能になり、様々なSNSが登場するきっかけとなった。その後、スマートフォンが普及し始め、iPhoneが登場し、2008年にTwitterの日本語対応が開始されると、リアルタイム性や手軽さから政治家や著名人の発信ツールとして注目された。2012年に携帯電話が4G化し、それ以降、画像がスムーズにアップロードできるようになると、写真共有などに特化したInstagramや、YouTube、LINEなどSNSの利用スタイルが確立した。
- ・平成13年11月には、プロバイダの責任を制限し、一定の免責規定を設ける「プロバイダ責任制限法」が成立した。それまでは、名誉毀損の問題は週刊誌や新聞などのマスメディアが対象であり、出版社等に配布者としての責任を追求するものであったが、プロバイダは原則として意思を表明する場を提供する立場であり、マスメディアと同様の責任を負わせることは難しいという事情があった。このためプロバイダの責任を一定程度制限しつつ、被害者の救済も可能とする法律が制定されたという背景がある。
- ・平成21年には、総務省が委託事業として違法・有害情報相談センターを設立した。平成22年度の相談件数は1,337件だったが、令和5年には6,463件に増加し、誹謗中傷やプライバシー情報の流出に関する相談が多数を占める結果となっている。
- ・令和4年6月、改正刑法が成立し、侮辱罪の法定刑が「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」へと引き上げられた。侮辱罪に懲役が新たに加わったことは、120年ぶりの大きな改正として非常に話題となったが、大きな影響を与えたのが、木村花さんという女子プロレスラーの方が誹謗中傷によって自ら命を絶った事件である。この改正から3年を迎え、法務省では外部の有識者を交えた検討会を設置し、運用状況の検証や、厳罰化がそもそも必要か、表現の自由の妨

げになっていないかをチェックするということである。

- ・令和6年5月には「プロバイダ責任制限法」から「情報流通プラットフォーム対処法」に改正され、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務づけた。この法の下では、総務大臣が大規模なプラットフォーム事業者を指定し、指定されたプラットフォーム事業者は、削除申出窓口の整備・公表、体制整備、削除申出に対する判断、通知を公表するという削除対応の迅速化、また、削除基準の策定・公表、削除した場合の発信者への通知、運用状況を公表するという運用状況の透明化を行う義務が課されている。

(大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例について)

- ・本条例は、議員提案により成立、令和4年4月に施行され、その後、令和5年に改正を行った。行為者に対して反省を促す対応をどのようにすべきかは、行政側が有識者会議を開いて整理するよう附則に定められ、令和5年10月に有識者会議を開催し、具体的な発信者に対する削除要請や説示・助言に関する条項を追加した。
- ・本条例の狙いは、インターネット上の誹謗中傷や差別、人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることである。被害者向けの相談窓口は従来から設置されていたが、加害者についてもインターネットの特性上、情報の回収は難しく、一時的な感情で発信した内容に後悔するケースがあることから、加害者にも相談窓口の門戸を開いている。被害者・加害者の双方に対応する相談窓口を設け、そもそも加害者にならないことが重要であるが、万が一加害者となった場合にもフォローしていく。
- ・「府の責務」(第3条)として、行為者及び被害者を発生させないための政策、被害者を支援するための政策並びに行行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための政策を実施することとしている。
- ・第6条の「事業者の責務」は改正時に設けられた。おそらく今の社会人世代は、インターネットを教育で学んだことがなく、我流で過ごしてきた世代であり、意外とこういった世代がネットで誹謗中傷などをする可能性があるだろうということで、事業者の方にインターネットリテラシーの向上や、府が実施する啓発などに協力いただき、今まで我流でインターネットにふれてきた方にも、インターネット上の誹謗中傷をしないということを学んでもらうべく、事業者の責務とした。
- ・第8条の「基本的施策」がこの条例の肝となるが、第1号では府民の年齢・立場に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策、つまり啓発である。小学生から社会人まで幅広い年代の方に対してインターネットリテラシーを向上させることを主眼としている。また、相談体制がこの条令の中で

最も重要と考え、第8条の4つの号のうち、2つで相談体制の整備を設けている。第2号では「被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備」、第3号では「行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備」としており、誹謗中傷が起こってしまった際には、被害者には心理的負担をなるべく軽減する相談体制を、行為者には誹謗中傷を抑制し、反省を促す相談支援体制を整備することとしている。その他、第4号では、「条例の目的を達成するために必要な政策」として、相談事業、啓発事業以外にも、目的達成のために必要な事業を適宜実施することとしている。

- ・第12条の「削除要請等」は、被害者がプロバイダ事業者に削除要請を行っても情報が削除されない場合に、大阪府が不当な差別的言動があることが明らかであると判断した場合には、府がプロバイダ事業者等へ削除要請をし、同時に国、法務省に対して通報を行う。また、プロバイダ事業者に削除要請をしてからある程度期間が経過しても情報が残っている場合には次の段階に移り、第13条の説示・助言を発信者に対して行うこととしている。不当な差別的言動に係る情報を発散・拡散したことが明らかで、必要であると府が判断した場合には、その行為者に対し説示・助言を行い、反省を促す。
- ・「説示・助言」は法学上、行為者に対する行政指導である。他府県の事例では、反省を促す際に第三者委員会に諮ったり、行為者に行政指導を行う前に意見陳述の機会を設定したりしているが、大阪府ではそのような手続きは行っていない。これは「説示・助言」について、有識者会議の中で検討した結果である。第三者委員会で不当な差別的言動か否かを議論していると時間が経過し、次の行為に移ることが困難になるという弱点がある。正確性を担保しようとするれば、第三者委員会の諮問や行為者に対する意見陳述を行うことは必要であり、そうすれば行政指導に的確性が生まれる一方、迅速性には大きく欠けるという結果が出た。大阪府は迅速性を優先することとし、第三者委員会の諮問、意見陳述の設定を行わないこととした。ただし、行政指導を何でも自由に行えるわけではなく、大阪府知事として不当な差別的言動が明らかであると認める場合のみ説示・助言を行うという極めて限定的に絞った形で行っている。一方、大阪市のヘイトスピーチ条例などでは、第三者委員会を設置し、幅広く様々な表現が差別的言動かどうかをまず議論するという仕組みで行っているが、そうすると時間がかかってしまうため、各県で誹謗中傷に対してスピード感を取るか、正確性を取るかということで、特色として違いが出てくると思う。

(条例に基づく府の取組)

- ・相談と啓発を二本柱として実施している。相談対応として、大阪府インターネット誹謗中傷トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を令和5年11月6日から設けている。対象者は、大阪府内に在住、在勤、在学している方やその

親族の方で、相談方法はLINEや電話のほか、メール、FAX、手紙でも受け付けており、面接も可能である。また、弁護士に無料相談をすることができる。被害者からの相談はもちろん、実際に誹謗中傷をしてしまい、反省しているがどうしたらいいのかという加害者側の相談もある。

- ・啓発としては、「〇〇月間」を設けて取組を集中的に行うことが効果的であると考えており、この条例の推進月間も設けている。推進月間では、プロスポーツチームと連携した啓発活動や、若者がよく訪れると思われる場所にターゲットを絞ったデジタルサイネージによる広報、大阪メトロ駅構内での啓発活動などを行う。そのほか、X、LINE、YouTubeにて差別や誹謗中傷に関するキーワードで検索した利用者に注意メッセージを表示するターゲティング広告を通年で実施している。
- ・職員による誹謗中傷等の防止にかかる出前講座を、講義形式とワークショップ形式で行っている。スマートフォン使用者の低年齢化から、小学校からの依頼が増えている。また小学校の先生やPTAからは、ワークショップ形式の希望を頂いている。相談で把握した事象を啓発や今後の差別事象の対応に生かしていくという仕組みを、この条例の中でつくることのできるのではないかと思っている。
- ・削除要請の要件は2つあり、1つはインターネット上で特定の個人に対する不当な差別的言動の侵害情報であること、もしくは当該個人によって構成される集団又は府内の特定の地域に対するものであることで、例えば特定の民族に対し「どこの何とかな人の方」といった差別的言動を行うものなどで、これは、大阪府においていわゆる旧同和地区に対する差別が強かったという時代背景がある。また2つ目は、侵害情報による被害者からの申し出があったときに削除要請するという原則としているが、大阪で特有のいわゆる同和地区への差別や同和地区をさらすような映像などについては、原則として被害者の申し出があったときに大阪府が動くが、非常に悪質性の高いものについては、申し出がなくとも大阪府が動く仕組みにしている。
- ・「不当な差別的言動」は極めて制限的に扱っているが、相当な差別的言動に当たらない、差別的言動で人格権を侵害するところまではいかないが、悪質性があるものはプロバイダに情報提供している。また、削除要請に応じない場合に、発信者が明らかであって必要と認めるときには反省を促すことができる（説示・助言）としている。

(2) 京都府警察（サイバー対策本部）（京都府京都市）

《概要》

(京都府警察サイバー対策本部の取組について)

- ・京都府警察では、平成10年代にまだサイバー犯罪が「ハイテク犯罪」と呼ば

れていた時代から、体制面や捜査等に力を入れて進めていた。平成11年に生活安全特別捜査隊の中にサイバー担当を設置し、2年後には生活安全企画課内にハイテク犯罪対策室が誕生したが、その年に世界で初めてファイル共有ソフトの利用者の摘発を京都府警察が行った。警察庁にサイバー部門が誕生したのは平成16年であり、京都府警察が先行して専門の部門を立ち上げていた。平成23年にサイバー犯罪対策課が立ち上がり、その後、人事担当部門においてサイバーの人材育成を行う室が立ち上がるなど、様々な分野でサイバー部門に関わる体制整備がされてきた。警察庁では令和4年にサイバー警察局が立ち上がり、京都府警察では令和5年にサイバーセンターを設置し、それを発展的に解消する形で令和6年にサイバー対策本部が立ち上げられた。

- ・サイバーセンター設置以前は、サイバー関係部門が庁内に分散しており、警務部でサイバー人材育成、生活安全部でサイバー犯罪捜査と被害防止対策、刑事部で技術支援、警備部で重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策を扱い、各々でサイバー関係の業務を進めていた。令和5年3月に業務を集約するとともに、インシデント機能をさらに強化するため、生活安全部の中にサイバーセンターとして集約した。その際、捜査部門と技術支援部門の一体化を進め、サイバー部門以外の事件担当の捜査局だけでは対応が難しい事件を支援することを目的として、技術支援を強化した。機動解析係には技術力のある職員を配置し、データ支援でも活用しやすい資機材を合わせて配備することで、ランサムウェアやサイバー攻撃などのインシデントにも適切かつスピーディーに対応できる環境を整えた。令和5年に一部の集約や体制確保を進めた上で、令和6年春に警備部門も統合し、サイバー対策本部が発足した。
- ・令和6年の組織体制整備においては、重要インフラ等に対するサイバー攻撃対策を担っていた警備部門の担当を課に格上げし、サイバー対策本部内にサイバー攻撃対策課として新設した。捜査支援、機動解析、技術支援についてもサイバーサポートセンターとして組織を充実させ、サイバー捜査課に立ち上げた。サイバーサポートセンターには、郡部拠点となる南部・北部のサポートセンターも合わせて設置し、府内全域を強力にサポートできる体制である。
- ・サイバー対策本部には、人材育成と被害防止対策を担当するサイバー企画課、サイバー犯罪の捜査や現場の捜査支援を担当するサイバー捜査課、重要インフラ事業者を狙ったサイバーテロ対策等を担当するサイバー攻撃対策課の3所属があり、約100人体制である。他部門と比較すると小規模な部門であり、顔の見える体制で、合同での施策の推進など緊密な連携体制を取れている。
- ・令和7年にさらに体制の強化を行い、企業のランサムウェア等の被害防止をはじめとした事案対処の強化を目的に、重要インフラ事業者や経済団体等が集中する警察署（下京警察署、南警察署）を選び、警察署内に専従体制とし

てサイバー対策係を新設した。両署のサイバー専従体制は、署内の課長級を含め5名程度の体制で、サイバー人材の確保及び育成、サイバー犯罪被害防止対策、サイバー事案の捜査等を行っている。

- ・ 犯罪の手口の実態解明を行い、それを広く周知することも重要と考え、サイバー対策本部が設置されて以降は年2回、「サイバー犯罪等の情勢及び京都府警察の取組」として府内におけるサイバー空間の情勢及びサイバー部門各課の取組について記載した資料を公開し、広報している。
- ・ サイバー部門及び他部門捜査員のサイバー対処能力向上に向け、平成26年度から研修を実施している。研修を終了すると、サイバー捜査官という形でサイバー企画課が管理する名簿に載り、令和6年度末時点で府警内に累計82人が登録されている。サイバー部門の捜査員も研修に参加するが、他部門の捜査員の底上げやさらなる能力強化も主眼としているため、他部門から受け入れ、またその部門に戻って、ネットを悪用した犯罪が他部門で発生した際にも対応できる体制を強化したいと考えている。また、サイバー部門の者や、もともと技術力があり、さらに伸ばしていきたい者に向けて、令和2年度から、より高度かつ専門的な知識を習得することを目的に、サイバー特別捜査官という上級者向けの研修制度も実施している。こちらも修了者は名簿で管理され、令和6年末時点で累計39人が研修を修了している。

(京都府警察におけるSNSに関する検挙事例等)

- ・ LINE やX、Instagram 等一般的なSNSのほか、テレグラムのような秘匿性の高い通信アプリなど、様々なSNSが犯罪に悪用されている。そのため京都府警察では、あらゆるSNSを対象にサイバーパトロールを進め、犯罪者の摘発を行っている。
- ・ SNSをはじめ、インターネットがあらゆる犯罪に関係しており、部門を問わず犯罪捜査にサイバーに関する知識や技能が必要不可欠となっている。そのため京都府警察では、サイバー捜査課内に京都府警察のサイバー捜査全般を支援するサイバーサポートセンターを設置している。サイバーサポートセンターには、情報処理に関する高度な国家資格などを有する捜査員を配置し、高度な解析機器を充実させて、支援要請に適切かつスピーディーに対応できる環境を確保しており、各部門からの要請に応じて現場における捜査支援及び端末機器の解析など技術的支援を行っている。
- ・ サイバー犯罪等に関する相談の受理状況については、毎年5千件を超える相談を受理しており、令和6年は7千件近い相談を受理した。令和7年上半年中では3,433件の相談を受理しており、詐欺や悪質商法等に関する相談が最も多い。
- ・ ネットリテラシーの向上に関しては、HPやSNSで最新事例や注意喚起を発信するほか、企業・団体と連携してイベントを開催したり、社会人ボラン

ティアであるネット安心アドバイザーが学校や児童館等にてネットトラブル対策の講演を行うなど、事例や対策の広報・啓発を様々な世代に対して行っている。

(3) 公益財団法人 世界人権問題研究センター（京都府京都市）

世界人権問題研究センターにおける「インターネットと人権・情報空間に関する憲法問題」プロジェクトチームでは、インターネットと人権侵害や被害、偽・誤情報等の問題への対応と、表現の自由の保障のあり方や情報空間への国家の関与等について、憲法上の観点から研究している。

同プロジェクト所属の慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所水谷瑛嗣郎准教授より、インターネットと人権に関する法的問題について説明を受けた。

《概要》

(デジタルメディア環境の現状)

- ・ソーシャルメディア自体、いろいろな可能性があり、今までのマスメディアを中心にしたメディアの利用とは一線を画す効用があるが、他方でリスクや課題も秘めている。ソーシャルメディアを運営している事業者を法律やその他のルールによってきちんと透明化し、管理していくことが非常に重要になってくる。
- ・メディア領域研究者の共通理解として、欧米で起こったことがだいたい8年～10年後位に日本で起こると捉えられている。例えば令和6年の参議院選挙や兵庫県知事選ではソーシャルメディアが良い意味でも悪い意味でも選挙に影響を与えるようになってきたが、2016年のアメリカ大統領選挙やイギリスのEU離脱の国民投票時には、偽情報を含めた様々な情報が出回って影響を与えており、7、8年後に日本で同じようなことが起こった。

(プラットフォーム事業者とコンテンツモデレーション)

- ・基本的にマスメディアはコンテンツを作る側で、プラットフォーム事業者はコンテンツを流通させる側であり、グローバルに国境を越えて、しかもその流通を止めることも、流通させるものを選ぶこともできるという大きな影響力を持っていることになる。ソーシャルメディアを運営するデジタルプラットフォーム事業者は、自分たちの流通環境をデザインして管理する力、情報環境形成力を有し、いまや国家に匹敵する力を持つと言われている。
- ・ソーシャルメディアにおいて、ルール（コミュニティ規定）を定めて違反コンテンツを削除することをコンテンツモデレーションという。2021年1月～3月にTikTokが世界中で削除した約6,200万件の動画のうち、人間の手が入らずAIだけで機械的に削除した投稿は約900万件、約14%だったが、2023年10月～12月では、動画削除総数1億7,000万件強のうち、AIだけで自動

削除されたものが約1億3,000万件、約7割であった。メタ社のある報告では、世界規模で1日1億件の違反審査を行っているとのことだが、仮にこのときエラーが1%出たとしても、1億件の1%は100万件となり、毎日100万件の投稿が過剰に削除されたり、あるいは取りこぼされたりしている（偽陽性／偽陰性）可能性がある。

- ・プラットフォーム事業者のコンテンツ管理の背景には、アテンション・エコノミーと呼ばれる経済原理がある。多くの無料のソーシャルメディアのプラットフォーム事業者は、広告主に魅力的に見せるため、「これだけのユーザーが毎日アクセスし、これだけの時間滞在している」ということを指標にしている。中身が正確だからそのコンテンツがたくさんクリックされるとは限らず、いかに刺激を与えられるかがネットの世界では重要となる。

(情報流通プラットフォーム対処法)

- ・プラットフォーム事業者が非常に強大な力を持っている現状があるが、その力に対し、社会的責任はあまり議論されてこなかった。EUでは先んじてデジタルサービス法を制定し、プラットフォーム事業者に社会的責任を科した。日本でもプラットフォーム事業者に対するガバナンスをしっかりと入れる方向に転換した。
- ・令和7年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）では、権利侵害情報に対する迅速化規律と送信防止措置に対する透明化規律が盛り込まれている。迅速化規律とは、権利侵害の申出があった情報についてプラットフォーム事業者が迅速に削除する義務があるのではなく、あくまで被害者からの申出に対して、削除するかどうかの判断と結果通知を迅速に行う義務である。権利侵害との申出があった情報が全て法的に権利侵害に該当するとは限らず、実際には名誉毀損やプライバシー侵害に当たらない可能性もあるため、申出があった情報を全て迅速に削除することは、表現の自由にとって非常に問題となる。

(今後の課題)

- ・迅速な削除とエラーはトレードオフの関係にある。迅速な削除と言えは言うほど過剰削除を引き起こす可能性がある。ただし、児童ポルノなど削除をためらって情報が漏れた場合には大きな権利侵害につながるようなカテゴリについては、過剰削除を許容する余地があると思われる。一方で、誰かが動員して違反通報を大量に入れると、プラットフォーム側がエラーを引き起こして削除する可能性があり、「迅速に消せ」という話になると、ハックする者に有利になる可能性がある。
- ・地方自治体が大規模デジタルプラットフォーム事業者と向き合うのはかなり困難であり、同様の課題を抱える自治体同士の連携が重要である。コンテンツの審査をプラットフォーム側が優先的に行うトラステッドフラグガーとい

う仕組みがあり、日本では法務省の人権擁護局が YouTube のトラステッドフラグガーとなっている。このトラステッドフラグガーに自治体間で共同した機関として参画することも考えられる。

- 自治体におけるインターネットモニタリングや削除要請の法的性質も問題である。削除要請には強制力はなく、プラットフォーム事業者に削除義務が発生するわけではない。事業者に対する削除要請が、行政・自治体側からの行政指導なのか、あるいは日本の法律上は違法な権利侵害情報が残っているという情報提供なのか、また、権利侵害情報への対応は本来、被害者とその代理人が行うものであり、代理人資格を持った弁護士が代表するのが原則だが、自治体がその代理をやってよいのかどうかなど、モニタリングや削除要請が法的にどのような性質のものなのかについてを議論しなければならない。
- インターネット上の投稿が基本的人権で保証される表現の自由であるとしても、特定の個人に対して大量の誹謗中傷の投稿を送りつけたり、ソーシャルメディアのダイレクトメッセージ機能で毎日のように誹謗中傷を送ってくる行為は表現の自由ではないと思われるため、表現のやり方に着目した規制は必要であり、厳格な規制があってもよい。

(4) 兵庫県立大学 環境人間学部 (兵庫県姫路市)

ネット問題、ネットいじめ等、課題を持つ子どもへの対応を研究されている竹内和雄教授より、子どもを取り巻くネットの諸問題等について、「スマホ時代の議員が知っておきたいこと」と題して説明を受けた。また、竹内教授が代表を務める一般財団法人ソーシャルメディア研究会に所属する学生から、ネットリテラシー啓発活動の説明を受けた。

《概要》

(子どもの置かれている現状)

- 令和4年に内閣府が実施した青少年インターネット利用環境実態調査によると、子どものネット利用率は1歳児では33.7%だが、2歳児になると62.6%と過半数を超え、2歳からネット利用が「常識」となっている現状がある。
- テレビとYouTubeが全く違うのは、テレビは番組が終わるが、YouTubeはいつまでも見ることができてしまう点である。働いている女性が夕方ずっと子どもにYouTubeを見させて、その間家事をしているという現状があるが、際限なく見させるわけにもいかず、一概にすべてがだめとも言えないため、ルールが必要だろう。
- 1990年には共働き世帯が専業主婦世帯数を上回った。昔は家に帰れば親がいた時代で、帰宅後に親と一緒に話をしてくれたが、その代わりにスマートフォンになっているのかもしれない。現在は「スマホありきの子育て」と言わざるを得ない。

- ・子どもの不登校率は平成24年から再度増加し始め、この頃からスマートフォンが普及し始めたことも関係している。令和になるとコロナの影響もあり、不登校率はさらに増加している。これは現在の教育システムの限界とも言えるかもしれない、何らかの手を打たなければならない。
- ・全国で11万人を対象にしたアンケートでは、小学1年生でスマートフォン所持率は約20%、中学3年生では90%であり、部活の連絡もほぼスマートフォンである。また、日常的に学校の端末以外に、自分や家の端末から毎日ネットに接続する子どもの割合は小学1年生で7割を超えている。低学年のうちにはゲームや自宅のテレビからネットに接続することが多いが、小学4年生くらいからスマートフォン中心になっていく。しかし、教育委員会ではだいたい中学生くらいからスマートフォン対策をし始めている。もともと携帯電話は親が自主的に子どもに買い与えていたため、教育委員会の管轄ではなかったが、現在は学校でもGIGA端末でネットを使っているため、教育委員会もネット対策を講じる必要が生じている。
- ・学校から家に帰ってから4時間以上ネットに接続している子どもの割合は、小学1年生でも10%、つまり1クラスに4人いることになる。中学3年生では3割になる。4時間以上ネットに接続している子どもは、4時間未満の子どもに比べて睡眠不足になり、イライラし、朝食を食べられない、勉強どころではないという悪循環になる。ネットに4時間以上接続する子どもは、ネットで課金する傾向も強く、面識がない人とLINEでやりとりし、実際に会ってしまうケースもある。

(小中学生の問題行動とネット)

- ・文部科学省による児童生徒の問題行動に関する調査で、最近では小学生の暴力行為が急増している。昼休みや放課後ではなく、朝、登校してすぐにけんかになる。この原因には、小学生でも夜中に友達と戦い系のオンラインゲームのボイスチャットでけんかしていることがあり、そのまま朝、会ったらけんかになるというトラブルもある。オンラインゲームで敵を倒した後にも相手を打ち続ける「死体打ち」や、踊ってみせたりする「あおり行為」も多い。
- ・問題行動調査によるといじめの態様のうち、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」件数は、平成18年から令和2年にかけて、小学校では15.6倍、中学校では3.2倍、高校では1.5倍に増えている。スマートフォンの所持率も低年齢化しており、子どもへのネットトラブルの啓発は高校生からでは既に手遅れであり、小学校から始める必要がある。
- ・ネットで炎上を起こすのは、ネット利用者全体の0.5%と言われている。少ないように見えるが、0.5%とは200人に1人なので、学校の学年で1人、中学校なら学校に3人は炎上を起こす可能性のある人物がいることになる。

(大人がすべきこと)

- ・民間企業のアンケートによると、結婚に至った出会いのきっかけとして、現在ではネットが1位となっている。しかし、出会い系アプリはトラブルも多く危険も伴うが、誰も使い方を教えられない。学校が教えると、出会い系サイトを認めることになってしまうため難しく、親も教えられず、子どもたちは友達に聞いているのが現状である。本来は対応すべき領域だが抜け落ちている。「危険だからやるな」ではなく、使い方を教えるべきである。
- ・児童相談所への虐待通告で2009年から2020年にかけて劇的に増加したのが、心理的虐待である。虐待されているところを見せる面前DVや誹謗中傷など、SNSの問題が虐待の問題にまで関係している。けがをしていて外に出さない場合、どうやって虐待と見分けたらよいのか。そのため、この時代に議員ができることは立法業務、つまり条例を作ることである。
- ・子どもがネットでゲームをしていれば、母親も自分でゲームをしたり音楽を聞いたり、家族全体がネットに逃げており、これは子どもだけの問題ではない。トラブルに遭ってもネット依存の子どもは親に相談せず、フィルタリング設定もしない。子どもが朝食を食べない理由は、朝食を食べさせないような親に育てられたからであり、そのような子どもがネット依存になる、といった、結局は子育ての問題になり、だからこそ条例が必要である。議会だけでも、知事部局だけでも、警察だけでも、教育委員会だけでも無理なので、みんなで一緒に議会で作ったらよいのではないか。
- ・親子のネットのルール作りにおいては、話し合いをして決めたルールは納得しているため破られにくい。納得感が重要であり、学校のルールも先生が一方的に決めてもだめで、学校の中で生徒と一緒に考える必要がある。
- ・ネット依存になっている子どもの半分は自分の心の問題だが、残り半分は親の養育態度の問題である。親が向き合ってくれない子どもが、人を探しにネットに向かってしまう。ネットに逃げるから心がしんどくなるのではなく、心がしんどい子どもの逃げ込む先にネットがある。このため大人がしなければならないことは、子どもたちにとって楽しい家庭、楽しい学校、楽しい地域を作ることである。

(一般財団法人ソーシャルメディア研究会の活動)

竹内教授が代表を務める一般財団法人ソーシャルメディア研究会には学生が所属し、学生自身がネットリテラシー啓発活動を行っている。

- ・ソーシャルメディア研究会は、兵庫県立大学環境人間学部や他学部の学生、県内の私立大学や県外の大学の学生も含めて約80名が所属している。大学生という子どもに近い立場から、青少年がトラブルに巻き込まれることなくネットをうまく調整できる社会を目指すことを活動理念としている。
- ・大学生が学校に講師として訪問し、オリジナル教材を使用してネットトラブ

ル事例等の授業を行う出前講座は、年間 300 回の活動実績がある。また、小・中・高校生が集まってグループワークを行い、同世代のネット利用について話し合う「サミット」、ネット依存傾向のある子どもたちを対象に、ネットから離れた環境で一緒に過ごす「オフラインキャンプ」などの活動も行っている。

6 参考人の意見

当委員会では、有識者4名を参考人として招致などし、意見聴取を行った。

(1) 白鷗大学法学部 教授 岩崎 忠 氏

(インターネット上の誹謗中傷の課題の特徴)

- ・インターネットの普及に伴い、誰もがあらゆる場所で世界とつながり、様々な情報を即時に入手することが可能になった。しかし、誤った情報や嫌がらせによる風評被害、特定の民族や国籍を排斥するいわゆるヘイトスピーチ、他人の名誉や感情を傷つける誹謗中傷などがインターネット上で行われており、個人情報流出に伴いプライバシーの侵害などが安易に行われ、学校現場ではいじめの温床にもなっている。
- ・インターネット上の誹謗中傷は、議員や法曹界、有識者、組織の管理職者などある程度情報リテラシーがある大人が加害者として行っているケースもあり、また、インターネットの使い方がよく分かっていない児童・生徒が加害することもある。そして社会的弱者である、障害者、児童、女性、外国人（2世、3世含む。）が被害を受けており、また、部落問題もある。こうした誹謗中傷の被害を受けると、心理的、身体的に大きな負担がかかり、学校に行けなくなったり、自殺につながってしまうケースもある。
- ・インターネット上の誹謗中傷は、誰がやっているのか匿名のため特定できず、正当な批判と不当な誹謗中傷との選別が非常に難しい。
- ・ヘイトスピーチ運動による差別的なデモなど域内で行動を起こされているものに対する規制は、域内行為への規制であるため分かりやすい。一方、インターネット上の誹謗中傷に対する規制は、域外行為に対する規制であり、域内行為への規制とは対照的である。自治体の役割は属地主義といって区域の中での活動を中心とする政策が打たれる傾向にあるが、今後は属人主義という形で人に対する対応を考えていく時代である。
- ・自治体は公共機関であり、公共性があるものに対応するが、インターネット上の誹謗中傷の問題は従来、個人による民事訴訟・刑事訴訟といった司法による解決が行われている。
- ・インターネット上の誹謗中傷は、削除しても再び掲載されるという、いわゆる行為の反復性・永続性がある。
- ・インターネット上で誹謗中傷を行った加害者本人が被害者になる可能性もある。
- ・国の課題なのか、自治体の課題なのか。また、短期的な課題で済むものなのか長期的な課題として捉えるべきなのか、国と自治体との役割分担の中で考えていかねばならない課題である。

(自治体の政策手段)

- ・権力的手段、法的手段としては基本法や規制法がある。規制法は、ある一定

の義務を命じ、禁止していることに反したら過料や罰則を科すものである。一方、基本法は、ある一定の自治体としての行為規範とされ、行動指針を示すものであり、これにより長期的な対応策を練っていくところもある。基本法・基本条例（理念条例）を定めることは、自治体としての姿勢を示す行為規範としての使命となり、政策の体系化や財政上の措置に影響を及ぼし、民事訴訟・刑事訴訟においても県民にとって有益になる。

- ・ 2つ目の手段は、金銭を国民に与えて政策目的を果たす、経済的誘因の提供である。民事訴訟・刑事訴訟を行う際には、弁護士依頼などの訴訟費用が必要となるため、そうした費用に対する補助金の助成などが当てはまる。
- ・ 3つ目は情報の提供であり、インターネットリテラシー、すなわち正しい活用方法についての教育を徹底することが望まれる。
- ・ 4つ目は組織による対応であり、行政には相談窓口の一元化が求められる。国では法務省法務局が担当しているものの、住民は身近な県や市といった行政に目を向けるため、県民の相談を適切に交通整理し、相談窓口や専門家への紹介、弁護士だけではなく心理士など福祉医療機関等への相談も必要となる。また、組織として相談を受けるだけではなく、削除要請を行う際には、その可否を審査する専門組織の設置も必要である。
- ・ 5つ目に物理的制御の手段として、物理的に行為をさせないようにする方法がある。インターネットに関してはプロバイダに場の提供をさせない、いわゆる削除要請が該当する。
- ・ 組織による対応として実際に行われているものには、まず、削除要請のための第三者機関である審議会がある。次に国と他自治体との連携として、総務省の違法有害情報相談センターや法務省法務局の人権相談窓口などがある。脅迫罪、侮辱罪、名誉毀損といった悪質性が高いものになると、警察との連携も必要となる。民間団体との連携も整備する必要があり、弁護士会との連携では、相談や訴訟支援として訴訟費用の一部を助成することなどにつなげていけるとよい。セーファーインターネット協会では「誹謗中傷ホットライン」を開設している。

(法形式を用いた政策立案の検討)

- ・ 誹謗中傷に対する規制は、憲法で保障される表現の自由の制限になるため、人権を規制する場合には公共の福祉に基づき、目的が公共的な必要に基づくものであるなど、必要最小限度でなければならない。
- ・ 条例で罰則を設ける場合は、罪刑法定主義の観点から、実体の法定化と構成要件の明確化が必要である。また実体の法定化だけでなく、罰則など相手方に不利益な処分を行う場合には、反論の機会を設ける手続きの法定化がある。さらに、条例に刑罰を規定する場合、行政刑罰は知事が科すことができないため、地方検察庁との事前協議が必要となる。

- ・ 条例をつくる際には、理念条例として自治体の姿勢を示すことで、非権力的な主導・誘導を行うことになり、必要な施策に対する予算的な優位性なども確保できる。一方で、違反した場合に制裁措置を用いる規制条例もあり得るが、インターネット上では実体の明確化がどこまで可能かが難しい。
- ・ 条例制定には、長期的なスパンで教育・情報リテラシーを普及させる基本（理念）条例、一步進んで事業者への削除要請、つまり違反者に使わせないよう物理的制御を行う条例、最終的には行為的規制・制裁を伴う条例があり得るが、罰則を設けることは難しく、国の法律でも罰則が設けられていない点が問題とされている。そのため、何らかの契機や立法事実を踏まえた上で、こうした条例・法形式のパターンを選択していくことが望ましい。
- ・ 国と自治体の役割分担としては、国には法的手段による削除要請など即効性のある短期的な対応が求められる。一方、自治体は地域の環境を整えることが重要であり、行為規範として基本条例や理念条例を策定しつつ、現場では教育面や相談面で手厚い施策を講じていく必要がある。つまり、国は即効性のある短期的な対応を、自治体は長期的なビジョンに基づいた教育相談、情報提供が必要になってくる。

（誹謗中傷に関する条例制定の状況と国の動向）

- ・ 誹謗中傷に関する条例は群馬県が初めて制定し、現在 22 自治体が制定しており、そのうち誹謗中傷のみを対象とした条例は 19 自治体が制定している。三重県、佐賀県、沖縄県では条例の一部として規定している。大阪府の大東市をはじめ、議員提案で条例が制定されているケースも比較的多い。
- ・ 条例や政策は一過性のものであってはならず、機能しているかどうかを行政機関だけに任せず、議事機関である議会がきちんとチェックしていく必要がある。例えば誹謗中傷の状況について静岡県で相談件数が増えているかどうか、また、事件が起きた場合には原因究明を行うなど、監視やモニタリングを議会の役割としてしっかり担っていく必要がある。
- ・ インターネットリテラシー向上という教育面を規定している自治体が多い。相談支援では、相談窓口の一元化などもあり、インターネットリテラシー教育や相談体制の整備をきちんと行うことを示すことは非常に重要である。
- ・ 市町では教育相談体制の整備を中心とした基本条例パターンが中心だが、府県の中には一步踏み込んで、プロバイダ事業者への削除要請を規定する条例も出てきている。
- ・ 令和 3 年にプロバイダ責任制限法が改正され、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、発信者情報開示のための裁判手続を簡略化させるため、今まで 2 回の裁判手続が必要だったところを、1 回の手続で可能になった。また令和 7 年 4 月には情報流通プラットフォーム対処法に改名され、巨大な IT 企業を対象に削除要請に応じたかどうかやその理由を一定期

間内に申請者に通知することが義務づけられた。ただし、削除要請への対応状況や削除基準の公表のみが求められており、必ず削除要請に応じる義務までは課されていない点がこの情報流通プラットフォーム対処法の限界である。

(今後の条例立案の在り方)

- ・インターネットにおける誹謗中傷に対して条例等の法規制を行う上で重要なのは、立法事実を的確に確認することである。ターゲットを絞り、例えば児童・生徒等に焦点を絞ってヒアリングやアンケート調査を実施し、それに関連するスクールカウンセラーなどにもヒアリングを行い、最終的には県民のパブリックコメントなどにより事実の把握に努めていく必要がある。
- ・基本条例・理念条例を制定する意義は、行為規範として県のスタンスを示すだけでなく、行政内部の措置、とりわけ財政上の措置が講じやすくなる点にある。また、ワンストップサービスによる相談体制の強化にもつながるかもしれない。そして条例を制定した際には、見直し・点検といった評価法務が不可欠である。
- ・これまでは、行為者に対する二極間の規制であったが、誹謗中傷の防止条例については加害者だけでなく、加害者に場を提供しているプラットフォーム事業者に対する物理的制御型手段として規制を行うという三極間の法規制が議論の中心になっていく。
- ・最近の動向として、未成年者のインターネット利用に対する規制が強化される傾向にあり、海外では未成年者に対するSNS規制がかなり進んでいる。日本では、香川県のネットゲーム依存症条例や愛知県の豊明市のスマートフォン規制条例などが制定されている。しかし、インターネットは学び得るものも非常に多く、企業活動の自由に抵触する懸念もあるため、こうした条例を制定する際には、十分な立法事実を踏まえた条例立案が重要となる。

(2) 鳥取県 令和の改新戦略本部 デジタル局長 下田 耕作 氏

(自治体デジタル倫理原則に基づくデジタル民主主義の展開)

- ・鳥取県では、生成AIを含む多様な技術の進化に自治体としてどう向き合うか、またネット社会での進展が住民生活に与える影響にどう対応していくかを民主主義と地方自治の視座から検討するため、令和5年9月に「先端技術と民主主義のあり方を考える研究会」を設置した。また、研究会の議論に基づき、技術面ではなく倫理面からしっかりと検討していこうという県の今後の方向性をまとめたものとして「自治体デジタル倫理原則」を策定した。
- ・自治体デジタル倫理原則に基づき、職員がAI技術を正しく適切に活用するための「人間主導AIガイドライン」を策定したり、「フェイク情報対応実証チーム」の新設、「オリジネーター・プロファイル(OP)」の技術実証、「情報的健康」の啓発を行っている。フェイク情報対応実証チームにより「備え

る」、オリジネーター・プロファイルにより「示す」、情報的健康の啓発・リテラシー向上を「伝える」の、備える、示す、伝える、の3点を軸に取組を進めている。

(自治体デジタル倫理原則)

- ・令和5年初頭からChatGPTが登場し、庁内業務の効率化に有効と考えられ、情報部門で実証実験を行ってきたが、情報漏えいや著作権の観点で課題がある。また同時期から、SNSが選挙時など世の中の注目が高まる場面で影響力を持つようになり、インターネットやSNSを通じて誰でも容易に情報発信ができるという良さがある一方で、フェイク情報や真偽不明の情報が拡大することより、社会的な混乱や民意がゆがめられるリスクが高まっている。さらに、AIが便利だからと過度に依存し過ぎると、重視すべき民意が抜け落ちてしまい、これは民主主義や地方自治にとってのリスクにもなり得る。
- ・社会の分断、人権侵害、差別、あるいは見分け困難なディープフェイクや誤ったデジタル依存によって、職員力や組織力が低下する可能性もある中で、民主主義や地方自治の本旨を踏まえ、地方自治体としてどう向き合うかという課題感から、令和5年に先進技術と民主主義のあり方を考える研究会を開催した。
- ・テクノロジーと人権・民主主義を専門とする慶応大学山本教授を座長に、AIやコンピュータサイエンス、ソーシャルメディアを専門とする東京大学の鳥海教授をはじめ、行政法、情報法、情報保護法の有識者に参加いただき、約半年間、7回にわたり審議を重ね、自治体デジタル倫理原則という10の原則をまとめた。
- ・SNS上の偽・誤情報に関しては、倫理原則第2番目の「人権保障の原則」で、SNS等において人権を守ることを記載したほか、第7番目の「リテラシーの原則」では、住民がフィルターバブルやエコーチェンバー等のSNS特有のロジカルな特性によって、知らず知らずのうちに偽・誤情報の被害者や加害者にならないよう、情報発信やリテラシー向上推進に関する取組も記載している。
- ・令和6年5月には、自治体デジタル倫理原則を県庁内で着実かつ速やかに実装するため、知事をトップとして関係部局長を集めた、自治体デジタル倫理原則推進本部を立ち上げ、県庁内でしっかり取り組んでいこうということで位置づけを明確にした。令和6年7月には、この取組を県庁内だけでなく、全国にも発信していこうということで、東京で「人間主導の自治体デジタル民主主義を考えるシンポジウム」を開催した。
- ・サブタイトルは、「自治体デジタル倫理原則とOP憲章で地域を守る・育てる」としている。OPとはオリジネーター・プロファイルという技術である。シンポジウムの約2週間前に、OP技術を推進する協議会がOP憲章を発表し

たが、その基本理念・基本姿勢は鳥取県が推進しようとしている取組と合致しており、デジタル倫理原則の取組と非常に親和性が高いと考え、協力いただくこととなった。

(フェイク情報対応実証チーム)

- ・インターネットやSNS上の偽・誤情報、真偽不明情報、その他闇バイトや特殊詐欺等が大きな問題となる中、年齢・性別を問わず誰もが被害者にも加害者にもなり得るリスクがある。仮に大きな社会混乱が起きた場合、県民や地域の安心安全を守る地方自治体として、このようなネット空間の問題に対して傍観者でよいのかという観点から積極的に対策に取り組むため、フェイク情報対応実証チームを立ち上げた。
- ・デジタル局が中心となってSNS等の平時の観測を行っており、ソーシャルリスニングツールを活用してネット上にある膨大な情報の中から必要な情報を抽出し、モニタリングを行っている。万が一、県民生活や地域に大きなリスクの予兆がある、または混乱が既に発生していると認められる場合には、注意喚起情報を積極的に発信していく。
- ・注意喚起、警戒情報、安心情報を発信していきたいと考えており、例えば「〇〇が発生した事実は確認されていません」や、「〇〇に関する偽・誤情報に注意してください」といった形で発信していくことを想定している。
- ・行政として、言論、表現の自由や検閲の禁止といった憲法の条項に違反することはあってはならず、特定の言説や投稿に対してファクトチェックを行わないことが基本的な姿勢である。言論弾圧や抑制といった誤解が生じないよう留意しながら取り組む必要があり、社会課題や人々の関心のトレンドに常にアンテナを高く張りながら、毎日数千件の投稿を分析し、モニタリングしている。

(オリジネーター・プロフィール)

- ・オリジネーター・プロフィール(OP)は、オリジネーター・プロフィール技術研究組合という団体が現在開発している技術であり、本格運用には至っていない。この技術は、サイトの内容の真偽を判断するものではなく、閲覧者に「誰が発信したか」という真正性を示し、判断の指標を提供するものである。
- ・偽サイトも巧妙になっており、もはや行政であっても偽サイトの存在は他人事ではない。特に大規模災害で混乱し、人々の不安が高まり情報が錯綜しようとする時に、頼りにするのは公的機関が発信する情報である。信頼性が求められる行政だからこそ、「静岡県サイトは間違いなく静岡県のものである」とユーザーが確認できるようにすることが重要である。合理的に判断しうる指標を示すことは非常に重要であり、行政こそ率先して取り組むべき技術である。

- ・令和6年度から、総務省の実証事業としてOP組合と連携し、行政のサイトでOP技術が機能（動作）するかを鳥取県のダミーサイトの中で実証し、成功した。令和7年度は、県のサイトの本番環境へのOP技術の実装に取り組む予定であり、特に防災関係からの適用を考えている。また新たに、デジタル広告にOPを付与する新技術もOP組合と進めている。

(情報的健康プロジェクト)

- ・総務省が令和7年5月に公表したICTのリテラシーの実態調査では、過去に流通した偽・誤情報を見聞きした人に対して調査し、「うその情報を本当だと思った人」の割合は約半数で、その偽・誤情報に接した人のうち4分の1の人は、それをほかの人に伝えたという結果であった。また、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、偽・誤情報や誹謗中傷などの有害情報があった場合には削除できることとなったが、県民のリテラシーを高めることも非常に重要である。
- ・鳥取県では、令和7年、情報的健康のプロジェクトを発信することとした。情報も食べ物と同じように外から摂取して自分の考え方や内面をつくる重要な要素であり、バランスよく摂取しない状態が長く続くと不調を来すという共通点もある。情報リテラシーの観点から「ここに気をつけよう」、「本当かどうかしっかり確認しよう」といったアプローチをする際に、情報的健康の考え方は非常に分かりやすく、鳥取県としてはその推進に取り組んでいる。
- ・令和7年6月には、知事をトップに情報的健康プロジェクトをキックオフした。デジタル局は偽・誤情報に対する総合的な啓発を行い、こども家庭部ではネットやSNSの脅威から子どもたちを守るための対策、人権の部局では誹謗中傷への対策、生活環境部では闇バイトへの対策、教育委員会では子どもたちへの教育的対策、警察はネット犯罪への対策を行うという形で、全庁一丸となってプロジェクト推進に取り組んでいる。
- ・デジタル局では、若者への対策に力を入れている。情報は食べ物のように毎日体に取り入れるものであるからこそ、摂取のバランスや安全性を見極める習慣が大切である。県内の大学・高校・中学校をスクールキャラバンとして回り、楽しく学びながら、学生の観点から県民へのアプローチや県民に刺さる啓発をグループワークで一緒に学んでいく取組を実施している。今後はグループワークで出たアイデアを基にショートムービーを作成し、県のSNSやテレビCMなどで発信することも検討している。
- ・さらに新たなプロジェクトとして、民間企業と連携した「鳥取県情報的健康サポート企業制度」の創設により、民間も含めたムーブメントの拡大を図る取組や、ユースファクトチェック世界大会への参加を希望する学生を支援する仕組みなど、鳥取県から全国へ発信するような先進的な取組を行っている。

(3) 一般社団法人 日本サイバー犯罪対策センター

業務執行理事 櫻澤 健一 氏

(日本サイバー犯罪対策センター (J C 3) について)

- ・サイバー犯罪は、国境を超える組織的かつ極めて悪質な攻撃という点では国際テロと似ている部分がある。発生時のインパクトも個人や企業にとって極めて大きく、事業存続ができなくなることまで起きるという意味でも共通点がある。
- ・2000年頃から、アメリカではF B I や市警察等の法執行機関と民間企業、大学などの学術機関が連携して情報共有・分析等を行う非営利法人N C F T A (National Cyber-Forensics & Training Alliance) が立ち上がっており、J C 3はN C F T Aをモデルとしている。
- ・J C 3は、2014年11月に業務を開始した。産業界や学術界、法執行機関、特に警察から、それぞれが経験しているサイバー上の課題を持ち寄り、共同で分析し、その成果としてどのような対策が有効かということを各行政・ビジネス・研究分野に役立てていただいている。
- ・サイバー犯罪は、国境を超える組織的かつ悪質な攻撃であり、海外で起きていることが翌日には日本で起こり得る。そのため、アメリカや世界の方々と意見交換し、日本からも情報を発信し、国際連携を行っている。

(サイバー空間からの攻撃や犯罪)

- ・平成14年は、日本で刑法犯認知件数が最も多く、285万件が発生していた。当時は、ひったくりや万引き、街頭での暴行傷害などの街頭犯罪が大きな課題となり、地域の方々による防犯パトロールなどの取組により、件数は4分の1まで減少した。しかし、犯罪被害総額はここ数年で急増し、令和6年には4,000億円を超える被害が発生している。
- ・かつては、財産犯の中で泥棒が多くを占めていたが、現在では財産犯の4分の3を詐欺が占めている。その多くはSNSやインターネットを利用した非対面型での詐欺で、全体の財産の半分近くが奪われている。昔は、「泥棒に遭わないよう家の鍵を閉めよう」、「お金はタンス預金ではなく金融機関に預けよう」といった防犯対策が主流だったが、今では金融機関に預けていたお金がSNSやインターネット上のやりとりの中で知らぬ間に失われるなど、犯罪情勢が大きく変わっている。
- ・現在、あらゆる犯罪がインターネットやSNSを通じて連絡を取ったり、被害者にアプローチしたりする手段として使われており、サイバー犯罪だけではなく、多くの犯罪がSNSやインターネット上で行われているのが現状である。
- ・2年前にアメリカで会議に参加した際、SNSによるロマンス詐欺が非常に流行していると聞いたが、この2年間で日本でも急激に増えてきた。かつて

のオレオレ詐欺は、祖父母が孫や子どもを大切に思う気持ちに付け込んだ犯罪だったが、現在のSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺も同様に、人の優しさや不安につけ込む手口である。特に、老後への不安から「少しでもお金を増やして将来に備えたい」という人間の弱さにつけ込んだ詐欺である。

- また、犯罪者側が信用を得るために「警察」を詐欺に利用するケースもある。多くの方は警察の取り調べを受ける経験はないため、覚えがないのに警察から連絡があると緊張して、犯罪に関わる可能性があることから誰かに相談しづらくなる。その心理的な圧迫を利用し、「お金を払えばこの状態から逃れられる」と誘導する、非接触型の凶悪詐欺が日本でも起きている。警察が警察手帳や逮捕状をSNSで示すことはあり得ないが、一般の方はその事実を知らず、それにつけ込んだ手口である。
- 日本で最もサイバー犯罪として資産が奪われている手口は、サイバー上の通信を使って個人情報等を奪うフィッシングである。フィッシングによる被害金額も報告件数もこの数年で急激に増えており、クレジットカード不正使用の被害額は500億円を超えている。
- JC3ではフィッシングサイトを観測しているが、年間を通じて常に出現し続けている。JC3は捜査機関ではないため犯罪捜査は行えないが、犯罪者が作ったウェブサイトやメールを分析し、犯罪者をグルーピングしていくつかのグループを特定している。ターゲットや手法の違いなどの情報を警察機関に提供し、捜査に使ってもらっている。
- 以前は、「疑わしいサイトには個人情報を入力しないように」と注意喚起していたが、今はこれだけでは通用せず、犯罪者側は常に本物と区別がつかないようなサイトを用意している。JC3では「メールに付いているリンクから入ったサイトには絶対に個人情報を入力しないように」と注意喚起している。実際、多くの金融機関では、サービス提供のためのメールやSNSにリンクを貼らないというポリシーを明確に持っているが、全ての企業が実施しているわけではないため、メールなどから誘導されて被害に遭う人が多数存在する。
- これまでは金融機関が主なターゲットになっていたが、最近では証券業者がターゲットになってきており、証券業者のサイトを模したフィッシングサイトから誘導されてアカウント情報が盗まれ、その結果、なりすましによる売買被害が令和7年には7,000億円を超えた。事案発生の原因は認証の甘さにあるが、これまで証券業者が提供するインターネット取引では、迅速・簡易なアクセスが求められ、すぐに株を売買できることが重視されていた。アクセスが遅いと顧客が離れてしまうため、業者側はそういったサービスを提供せざるを得なかった。
- フィッシングサイトへの誘導手段として、SMSもその1つとなっている。

誘導されるだけでなく、そこから不正なアプリケーションをインストールしてしまうと、犯罪者側と通信を行い、自分の携帯電話が犯罪者の基盤となって、そこからメッセージが送信される事態が起きている。令和6年2月頃には、国内で約2万件のアンドロイド端末が感染し、毎日400万件のメッセージが発信されていた。JC3では、犯罪者側からの通信を受信し、携帯電話会社に提供することで対策を講じており、最近では約3,500台ぐらいまで感染端末が減少したが、それでもなお多くの端末が犯罪者に利用されている。この通信は、バックグラウンドで行われるため、「携帯料金が高くなった」と思って確認しない限り気づかないことが多い。

- 不正な犯罪収益は暗号資産に変換され、交換された上で海外に持ち出される。国内では届出制や本人確認が行われているが、海外では暗号資産はより匿名化され、犯罪者はこのようなインフラを利用して収益を隠している。
- クレジットカードも、昔のように偽のカードを作って使うという手口ではない。首謀者はカード番号や有効年月日、カード所有者の氏名、裏面のセキュリティコードなどの情報を不正市場で購入する。注文時にはレジデンシャルプロキシ（踏み台のサーバ）を通じて、海外にいても国内にいるように見せかけてアクセスし、自分の元に送らせると足がつくため、荷受け役の闇バイト宛に送らせ、買い取った業者からの利益だけを自分の懐に入れるという組織的なことが行われている。
- フィッシング以外にも、偽ショッピングサイトやビジネスメール詐欺、ボイスフィッシングによる不正送金など、様々な手段で情報窃取が行われている。また、盗まれた情報は犯人自身が使うだけでなく、不正取引コミュニティで売買されている。
- 悪質なフィッシング攻撃に対抗するためには、犯罪インフラをなくすなど、犯罪者が活動しにくくしていかなければならない。各事業者が自社の偽サイトが発生した際にはその閉鎖を訴えるなど、個別に努力してもらうことが求められる。JC3では民間企業と連携し、ディスラプション（妨害）、犯罪者が犯罪をやりにくくする活動をしている。
- ランサムウェアは大きな問題であり、半年で100件以上の警察への相談・届出があるが、これは氷山の一角である。被害を受けた業種は様々で、大企業から中小企業まで被害を受けている。ランサムウェアの攻撃は受けたときのインパクトが大きく、事業者の活動を数ヶ月間停止させることもある。病院などのクローズドネットワークであっても、保守点検のために外部と接続されることがあり、どのような事業者・団体でも攻撃を受ける可能性がある。

(今後の課題)

- 先進技術には一定のリスクも存在している。ChatGPTやAIは便利だが、犯罪行為の手助けにもなり得る。犯罪者に有利な環境を作ってしまう、犯罪者側

もこういったツールを使って攻撃を仕掛けていることを認識しておかねばならない。AIが作成したフィッシングメールは効果が高く、作成時間は従来の13分の1、コストは50分の1に抑えられ、犯罪者側が低コストで手間をかけずに犯罪を実行できるようになっている。また、ゴーストタップというインフラを使うと、日本で盗まれたクレジットカード情報を使って、世界中のどこでもスマートフォンによるタッチ決済が即時に可能となる。日本ではタッチ決済に上限が決められているが、海外では高額なタッチ決済ができる地域もある。さらに、何回か不自然なタッチ決済が行われると、クレジットカード会社は不正取引があるかもしれないと疑って一旦停止をかけるが、これが海外で使われるとくぐり抜ける可能性もある。

- ・公共空間におけるサイバー犯罪・攻撃を予防するためには、教育によって個人のリテラシーを高めることも極めて重要であるが、個人や個々の組織の努力だけでは限界がある。今や行政手続きや日常の買い物など、子どもから高齢者まで、知識や技術の有無にかかわらず、誰もがサイバーと関わらざるを得ない。警察や中央官庁、自治体、セキュリティ事業者、システムの提供事業者、通信事業者、学校、金融機関などが、それぞれ住民や顧客に対してサイバー犯罪・攻撃に対応するサービスを提供していくべきである。
- ・サイバー犯罪の脅威には、一企業・一組織単独では対応が極めて難しく、官民学の横の連携が必要である。犯罪者側は情報を盗む者、情報を使う者、新しい犯罪手口を開発する者がサイバーの空間で連携し、攻撃を仕掛けてくる。静岡県でも、商工会議所や県、自治体、各業界団体、警察が横の連携を図り、情報を共有していくことが求められる。犯罪者の情報を共有してよいのかという人権上の問題もあるが、守るべき人権は相対的なものであり、より多くの国民、県民の人権や財産を守るために、どのような行動を取り、どのような議論ができるかが問われている。

(4) 静岡大学 教育学部 准教授 塩田 真吾 氏

(子どもたちのネットトラブルの現状)

- ・小学校、中学校、高校、特別支援学校の生徒約6,000人を対象に、ネットのトラブルについて毎年調査を行っており、発生頻度と深刻度を3段階で統計を取っている。毎年、最も頻度も深刻度も高いのは、勉強や生活に大きな影響が出ていてもスマートフォンやネットをやめられない「使いすぎ」に関する問題であり、次が悪口の投稿などコミュニケーショントラブルに関する問題である。
- ・知識があれば行動できるのか、つまり「悪いと分かっていたら行動につながるのか」というと、不適切情報の閲覧や著作権侵害などは、ある程度知識があれば改善する。しかしコミュニケーショントラブルやスマートフォン等の

長時間利用は、悪いと分かっているやってしまうことがあり、知識の有無が行動にあまり影響を及ぼさない。つまり、これまでのように、「単にこれはよくない」と言うだけでは行動変容は起きない。

(子どもたちが身につける必要があるか能力)

- これからの子どもたちが身につけるべき重要なテーマの1つとして、今の学校教育では情報活用能力を身につけることが求められている。情報活用能力とは、情報を収集・整理・比較・表現する力であり、その中にはプログラミング的思考や情報モラル、情報セキュリティなども含まれている。子どもたちに情報活用能力をどう身につけさせるかが課題であり、単にパソコンを使うだけではなく、使いこなす力が必要である。情報を上手に活用する力とリスクに対応する力の両方が必要である。
- 情報を上手に活用する力とは、調べ方も活用スキルの1つであり、また、集めてきた情報をどう整理するかや、見やすいスライドのデザインなども情報活用能力に含まれる。こういったことは今後は生成AIが担うのではないかと考えがちだが、例えば生成AIが作成した画像が、どこをどう変えたから見やすくなったのかを判断するには、情報活用能力が身に付いていないとできず、生成AIを使いこなすためにも情報活用能力は重要である。

(現在のモラル教育の課題)

- リスクのマネジメントには、リスクの自覚、リスクの発見、どの程度のリスクなのかの見積もり、リスクへの対応という段階があるが、従来の情報モラル教育ではリスクの発見と対応が中心であった。つまり、リスク教育全般に言えることだが、トラブル事例を紹介し、それにどう対処するか教えるだけで、自分が起こすとは思わない、それが従来の情報モラル教育の大きな課題であった。今後のモラル教育では、どう自覚を促すかが最も重要で、それがなければ行動変容は起きない。その上で、どの程度のリスクがあるかを考える力を育てる必要がある。
- 絶対に大丈夫と思っている人ほどトラブルに遭いやすいと言われるが、そうした人は起きる状況を想像できていないだけである。「場面強制想像法」とは、危険な事例を提示するのではなく、あえて自分が起こしてしまう場면을強制的に想像させることで自覚を促す手法である。自分事になりやすくするように教え方を転換していかないと、リスクだけを伝えても効果はない。
- トラブルは、このぐらいは大丈夫だろうと思ったときに起きる。子どもたちは何が危険か、何をしてはいけないかは大体分かっているが、リスクの見積もりが甘く、それがどのぐらい危険なのかという認識にずれが生じやすい。やってはいけないことを列挙するのではなく、これはどれくらいダメなのか、どれくらいリスクがあるのかということを考えさせ、リスクを見積もる力を育てていく必要がある。どの程度リスクがあり、どの程度ならやってよいの

か、リスクをグラデーションで考える力が求められる。

- 高校生に対して、学習や部活動以外の自由時間に何をしているかという余暇調査を行った結果、第3位はスマホゲーム、第2位はSNS、特にInstagramを見ること、第1位はYouTubeやTikTokの動画鑑賞であった。要するに、高校生は暇な時間にスマートフォンしかしておらず、使いすぎるのは当然の結果である。
- 情報モラルは、これまでは「気をつけなさい」と言うだけで、例えばある県の条例では「ゲームは2時間以内に」、といった規制がかけられている。「気をつけなさい」と言う以外のアプローチはないのかという観点から、余暇の充実に関する研究をしている。暇なときにスマートフォン以外で余暇をどう充実させるかというアプローチであり、子どもに対しても、「いつまでやってるの、早くやめなさい」ではなく、「楽しいことを一緒に探してみよう」と声をかけ、規制するだけでなく余暇を一緒に探すことができるとよい。

(取組の紹介)

- LINE みらい財団と共同で、「GIGA ワークブック」という教材を作っており、情報の活用スキルや情報モラル、トラブル対応を学べる教材である。多くの都県や市町村で導入されており、静岡県でも静岡市などで情報モラル教材として使用されている。
- 小学校低学年向けのビギナー版では、写真を撮るときのモラルやマナーを学び、中高生向けのアドバンス版では、どこからが誹謗中傷で、どこまでが表現の自由かを学ぶ教材もある。
- 学校教育における生成AIの登場に伴い情報モラルの問題点を考えると、生成AIが出力する情報が不正確であったり、著作権侵害していたり、個人情報を入力することで情報漏えいのリスクが生じたり、AIに話しかけ続けて使いすぎてしまうなどの問題がある。これらは、以前から指摘されてきた課題であり、AIが登場したからといって、基本的には今までの情報モラルの学習をきちんと継続していくことが重要である。

(参考) 全委員による勉強会の開催

インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を防止するための条例制定の必要性について、第4回特別委員会（10月29日）及び第5回特別委員会（11月19日）の閉会后、2回にわたり勉強会を開催した。

勉強会では、大阪府を始めとする先進県の条例を研究するとともに、静岡県で「インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を防止するための条例(仮称)」を制定する場合を想定し、その背景や課題の整理を行った。

さらに、盛り込むべき内容についても討議を行い、県民の役割、事業者の責務、保護者の責務、インターネットリテラシーの向上、相談支援体制の整備、誹謗中傷等に関する広報・啓発、推進体制の整備等を項目として盛り込むことについて意見が交わされた。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

提言1 SNS適正利用に向けた意識醸成と推進体制の整備

(1) SNSの特性を踏まえた使い方への注意喚起

SNSは基本的に無料で参入障壁が低いため、不特定多数の人が利用している。また匿名性が高く発信元や情報の真偽が不明瞭という特性がある。このため、県民一人ひとりがSNSの特性を正しく認識し、情報に安易に流されることなく、適切な距離感をもって活用する意識を醸成すべきである。

(2) SNS適正利用に係る横断的推進体制の整備

現在、SNS上のいじめやSNSに起因する犯罪被害・人権侵害などの多岐にわたる課題に対し、県の各部局では個別に施策が実施されている。しかし、これらの課題に的確に対応するためには、SNSの適正利用という視点から全庁的に取り組む体制が必要である。このため、各分野・部局等において、SNSに関する課題に適切に対応できる人材の育成体制を整備するとともに、育成した人材が横断的につながり、情報共有する場を設けるべきである。

また、SNS依存の背景には孤立感の高まりや生活リズムの乱れなど、個人の努力だけでは解決が難しい構造的要因が存在する。本県が有する自然環境、文化施設、地域スポーツなどの強みを生かし、子どもから大人までが参加できる多様な余暇活動・地域活動の機会を拡充することは、SNS以外で自己肯定感や居場所を得られる環境づくりに有効であり、SNS依存防止にもつながることが期待される。

このように、生活環境面からのアプローチもSNS適正利用施策の重要な要素であることから、関連部局が連携し、全庁的な推進体制を整備すべきである。

(3) SNS適正利用に向けたアドバイザー体制の整備

現在、県の複数部局において、インターネットやスマートフォンの適正利用に関するリテラシーを啓発できる専門家の育成・派遣事業が行われているが、これらの専門家は、関連する部局や事業間で横断的に活用されているわけではない。

各事業に属するデジタルリテラシーの専門家を「SNSアドバイザー」とい

った統一した登録制度を設けて共有し、県が行う各部局の啓発事業において相互活用できる体制を構築すべきである。

提言2 SNS上の誹謗中傷の防止及び安全確保に向けた体制の強化

(1) SNS上の誹謗中傷に関する相談・支援体制の強化

現在、SNS上の誹謗中傷に関しては、いじめや人権侵害の相談窓口や警察への相談体制など被害者の「受け皿」となる複数の窓口が存在するが、一本化されていない。特にSNSの利用により被害を受けた子どもたちの相談先が分かりづらい状況にあることから、誹謗中傷に特化したワンストップの相談支援体制を整備する必要がある。

インターネットは地理的な境界を超えてつながっており、加害者の特定が困難であるため、被害者が誹謗中傷に自力で対処するには限界がある。そのような中、プロバイダへの削除要請など法的措置が有効であることから、弁護士相談への助成等、被害者が適切な支援を受けられる仕組みを検討すべきである。

また、県民の誰もがSNS上の誹謗中傷の被害者にも加害者にもならないよう、SNSでの情報発信には責任が伴うことや、誰もが加害者になり得るとい意識を啓発していく必要がある。さらに、万が一加害者となった場合にも相談に応じられる体制を整備し、再発防止に向けた支援を行うべきである。

(2) スクールネットパトロールの体制強化

現在、非行、いじめ、不登校など従来の生徒指導上の課題に加え、スマートフォンやインターネットを介したトラブルが増加し、従来の生徒指導体制では十分に対応できない事案が多くなっている。スクールネットパトロールは、インターネット上のいじめや犯罪、個人情報の流出等を未然に防ぎ、学校生活では把握しづらい問題の発見に有効である。また、児童・生徒にとってもスクールネットパトロールが行われていることは、SNSへの軽率な書き込みを抑止する効果があると考えられる。しかし、その実施状況は市町ごとに差があるため、小中学生のインターネットトラブルを防ぐには、全市町において等しくスクールネットパトロールを実施できる体制を整備すべきである。

(3) SNS上の誹謗中傷防止に向けた条例等整備の推進

インターネット上の誹謗中傷や人権侵害を防止し、県民が誹謗中傷の被害者にも加害者にもならない社会を構築するためには、県としての明確な行為規範が必要である。そのため、誹謗中傷防止の支援体制強化やリテラシー啓発の全庁的な推進に向け、条例制定を検討すべきである。

条例制定に当たっては、県民からアンケートやヒアリング等を通じて県としての立法事実を把握する必要があるが、県民の役割、事業者の責務、保護者の責務、インターネットリテラシーの向上、相談支援体制の整備、誹謗中傷等に関する広報・啓発、推進体制の整備等の項目を盛り込むことが望ましい。

併せて、一方的かつ多数の誹謗中傷をSNS上で発信する行為は表現の自由の範疇を逸脱すると考えられることから、過度な表現に対する規制強化について、国に要望すべきである。

提言3 SNS適正利用に向けた教育・啓発の推進強化

(1) 県民全体のデジタルリテラシー向上への体系的な取組

SNSの利用者層が低年齢化している現状において、幼少期からのリテラシー教育が課題となっている一方、学校教育においてインターネットリテラシーを十分に学んでいない社会人世代が誹謗中傷を発信し、加害者になることもある。子どもたちがSNSに起因する犯罪に巻き込まれたり、SNS上の誹謗中傷の被害者・加害者になることを防ぐため、世代を問わず県民全体のデジタルリテラシーを向上させ、誰もがSNSを適正かつ安全に利用できる環境を整備する必要がある。

また、デジタルリテラシーの向上やSNSの適正利用に必要な情報モラルを確実に身につけるためには、単なる事例紹介にとどまらず、子どもたちはもとより、すべての世代の県民が自分事として認識し、誹謗中傷の当事者になりかねないという自覚を促すよう啓発手法を工夫し、推進する必要がある。

ア 社会人世代へのデジタルリテラシー向上施策の推進

学校教育においてインターネットやデジタルリテラシーを十分に学ぶ機会がなかった社会人世代に対しては、改めて基本的なデジタルリテラシー教育の機会を提供する必要がある。企業やSNS事業者等と連携し、企業研修の活用や、県が実施する啓発事業等への協力を通じて、従業員へのリテラシ

ー啓発を推進し、社会人世代がデジタルリテラシーや情報モラルを再認識できるように支援すべきである。

イ 子どもたちへのデジタルリテラシー啓発に向けた学校と家庭との連携強化

学校における子どもたちへのデジタルリテラシー啓発は極めて重要である。情報モラルを含む情報活用能力やリスクへの対応能力をしっかりと育み、その効果を高めるためには、保護者の積極的な関与が欠かせない。個々の子どもの成長段階に応じてSNSの適正利用を指導するにあたっては、入学式など保護者が来校する機会や一斉配信メールなどを活用し、情報提供等の啓発活動を継続的に推進することが重要である。これによりリテラシー教育に保護者を巻き込み、学校と各家庭との連携強化を図るべきである。

ウ 教職員のSNS適正利用に向けた体制強化

子どもたちを指導する立場にある教職員によるSNSの不適切な利用に起因する不祥事が発生している。これを未然に防ぎ、子どもたちへ適切な指導を行うためにも、教職員のデジタルリテラシーと情報モラルの向上は不可欠である。教職員が加害者とならないよう未然防止するため、SNS適正利用に関する教職員向け研修を強化するとともに、意識啓発やコンプライアンスの徹底を一層推進すべきである。

エ 若者の力を活用した子どものデジタルリテラシー教育の推進

子どもたちへのデジタルリテラシー啓発においては、年齢の近い大学生など若者の協力を得ることも有効である。十分なリテラシーを身につけた大学生が学校や地域で子どものリテラシー啓発活動に参加することにより、子どもたちにとってより身近で、かつ浸透しやすい効果的な啓発が期待できる。そのため、若者自身が適切なデジタルリテラシーを習得できるよう、大学等におけるリテラシー教育のさらなる充実を図るべきである。

(2) スマートフォン・SNS利用に関する家庭でのルールの整備

インターネット利用やスマートフォン所持の低年齢化が進む中、子育てにおいても「スマホありき」の状況となっている。子どもを不適正なSNS利用に

よる犯罪被害から守るためには、家庭における使用ルールの策定が不可欠である。特に、子ども自身が納得し主体的に守れるルールとするためには、親子で共に考え、対話しながら決めることが重要である。このため、学校は家庭でのルールづくりを促す啓発を継続するとともに、家庭での取組状況を適切にフォローする必要がある。

また、家庭や学校での取組に加え、県としての支援も求められる。香川県や愛知県豊明市などスマートフォン利用に関する条例を制定している自治体の事例を研究し、本県においても子どもたちのスマートフォン利用に関するガイドラインの策定、フィルタリング機能やペアレンタルコントロール機能の活用推奨等の啓発、必要に応じてスマートフォンの利用に関する条例制定の必要性についても検討すべきである。

さらにルールの策定に当たっては、単に使用時間を制限するだけでなく、過剰使用を未然に防ぐ観点から、子どもが余暇の時間をスマートフォン以外の多様な活動に向けられるような環境づくりを進めるべきである。

提言4 SNSを通じた犯罪・被害防止に向けた対策の推進

(1) サイバーセキュリティリテラシー向上の推進

SNSの普及に伴い、特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺、闇バイト、オンラインカジノなど、様々な犯罪でSNSが悪用されている。特にオンラインゲームをきっかけに青少年がSNSを通じた犯罪に巻き込まれるケースも増加している。こうした犯罪から身を守るためには、幼少期からサイバーセキュリティに関するリテラシーを身につけることが不可欠であり、そのための意識向上策に取り組むべきである。

具体的には、アプリケーションやOSを常に最新の状態に更新する、推測されにくい強固なパスワードを設定する、不要なリンクや添付ファイルを開かない、メール経由でアクセスしたサイトには個人情報を入力しないなど、利用者が日常的に実践すべき基本行動がある。これらの行動が確実に定着するよう分かりやすく整理した形で情報発信を行い、県民への啓発を一層推進すべきである。

(2) SNS関連犯罪の情報収集・分析と共有の推進

投資詐欺やロマンス詐欺の主な被害者層は40代から60代であり、男性の

割合が高いことが指摘されている。これらの犯罪の種類や悪用されたSNSの種類等の情報を収集・分析し、実態を詳細に把握すべきである。

また、収集した情報のうち、子どもに関するものについてはサイバーセキュリティ教育の教材として活用できるよう、可能な範囲で関係部局等と共有すべきである。

(3) SNS上の詐欺被害防止に向けた広報・啓発の強化

犯罪の現場となっているSNSを注意喚起のツールとして活用することは有効である。情報収集・分析の結果から被害者層を特定し、ターゲット広告などを活用した注意喚起を行うことで、より効果的な広報啓発につなげるべきである。

また、投資詐欺やロマンス詐欺の主な被害者層である40代から60代は、学校教育で情報リテラシーを体系的に学んでいない世代である。このため、事業者に対し、これらの世代に向けたサイバーセキュリティやインターネットリテラシーの啓発に協力するよう、県として推進する事業等への参画を働きかけることが望ましい。

(4) サイバー犯罪の取締り・未然防止に向けた体制強化

近年、SNSをはじめとするインターネットがあらゆる犯罪に悪用される中、サイバーパトロールはサイバー犯罪の早期発見や未然防止に有効な手段である。現在、様々なSNSが犯罪に悪用され、新たなサービスも日々出現していることから、専門知識を有する人材の育成や資機材の確保等を強化していく必要がある。

また、サイバー犯罪の未然防止に向けては、サイバーパトロールや地域の防犯活動に協力するボランティア制度を一層充実させ、警察組織の枠を超えた体制も強化すべきである。

提言5 災害時等の情報発信強化と偽・誤情報への対策推進

(1) 県からの公式情報の発信強化

本県では、現在、災害情報をLINE、X、Facebookなどの公式SNSを通じて発信している。災害時に県民が正確な情報を円滑に入手できるよう、県の公式SNSの登録者数拡大に向けた方策を検討する必要がある。このため、登

録者数や情報発信量が多い先進自治体の取組を参考に、効果的な手法を導入することが望ましい。

災害時の情報発信においては、動画の活用が非常に有効である。既存の県公式YouTubeチャンネルなどを積極的に活用し、情報発信及び伝達のツールとしてさらなる活用を検討すべきである。

また災害時には、本県に在住する約12万人の外国人や外国人旅行者にも情報が行き届くよう、多言語による正確な公式情報の発信が不可欠である。

さらに、県民がSNSを通じて災害関連情報を提供・投稿する際には、情報の正確性と適切性を確保するため、県として災害時の情報提供に関するガイドラインを整備し、投稿者への周知を図るべきである。

(2) 偽・誤情報への対策

災害時など社会的な混乱が発生した際には偽・誤情報が拡散されやすく、それによってさらなる混乱が引き起こされ、行政対応に支障を来す恐れがある。このような事態に備え、必要に応じてSNS上の投稿をモニタリングし、偽・誤情報を早期に検知する体制を整えるとともに、偽・誤情報の発生状況を公式SNS等を通じて速やかに周知できる仕組みを構築すべきである。

また、県が発信する情報の真正性を担保するため、先進自治体の技術動向を調査し、信頼性の高い情報発信手法の導入を進めるべきである。

加えて、県民が偽・誤情報に惑わされないよう、災害時の情報収集方法や信頼できる情報源を事前に確認・把握しておくことの重要性を認識した上で、県が提供する防災システムの活用も含め、平時から正確な情報源の理解を県民に対して促す啓発活動を展開すべきである。

(3) 偽・誤情報の流通抑制に向けた対策

情報の閲覧数が増えるほど金銭的な報酬が得られるアテンション・エコノミーの仕組みは、閲覧数の獲得を目的とした刺激的な情報発信を助長し、特に災害時には行政対応に混乱を招く危険性が高いことから、偽・誤情報の流通抑制に向け、法規制を含む抜本的な対策を講じるよう国に要望すべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	7. 5. 19	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	7. 6. 17	委員協議（調査内容の検討等）
第3回	7. 8. 5	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（視察先、参考人等）
先進地調査	7. 9. 10～ 9. 12	1 大阪府庁 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害防止条例 2 京都府警察 SNSに起因する犯罪対策 3 公益財団法人世界人権問題研究センター 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 水谷 瑛嗣郎 准教授 インターネットと人権に関する法的問題 4 兵庫県立大学 竹内 和雄 教授 子どものインターネット問題
第4回	7. 10. 29	参考人招致 ・白鷗大学 法学部 教授 岩崎 忠 氏 ・鳥取県 令和の改新戦略本部 デジタル局 局長 下田 耕作 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	7. 11. 19	参考人招致 ・一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター 業務執行理事 櫻澤 健一 氏 ・静岡大学 教育学部 准教授 塩田 真吾 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第6回	8. 1. 19	報告書作成に向けた委員間討議

SNS適正利用対策特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	佐地 茂人	自民改革会議
副委員長	杉本 好重	自民改革会議
副委員長	大石 健司	自民改革会議
委 員	伊丹 雅治	自民改革会議
委 員	加藤 祐喜	自民改革会議
委 員	落合 慎悟	自民改革会議
委 員	飯田 末夫	自民改革会議
委 員	伊藤 和子	ふじのくに県民クラブ
委 員	田口 章	ふじのくに県民クラブ
委 員	盛月 寿美	公明党静岡県議団